

いのち支える 恵庭市自殺対策計画

2019年度～2023年度

恵庭市

はじめに



恵庭市長 **原田 裕**

我が国の自殺者数は平成10年に年間3万人を超え、高い水準で推移しておりました。そのような状況の中、平成18年に自殺対策基本法が制定され、国を挙げて自殺対策が推進された結果、自殺者数は次第に減少し、着実に成果を上げていますが、いまだに多くの方が自殺により尊い命を亡くされており、非常事態は続いている状態にあります。

こうした中、平成28年に自殺対策基本法が改正され、自殺対策を「生きることの包括的な支援」と捉え、全ての都道府県と市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

恵庭市では、自殺対策基本法の改正やこれまでのこころの健康づくりに関する取組を踏まえ、当市の実情に応じた自殺対策を総合的かつ効果的に推進するための計画として、「いのち支える 恵庭市自殺対策計画」を策定いたしました。

自殺対策は、市民の命を守る取組であると同時に、さまざまな生活上の困難をも支える取組となり得ます。

今後は、本計画に基づき、連携・協働して自殺対策に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました恵庭市自殺対策ネットワーク会議の委員の皆様をはじめ、市民、関係機関の皆様から心から感謝を申し上げますとともに、今後とも計画の円滑な推進に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月

恵庭市自殺対策計画 目次

目次

第1章 自殺対策計画の概要

- 1. 計画策定の趣旨 1
- 2. 計画の位置づけ 2
- 3. 計画期間 2
- 4. 計画の数値目標 3

第2章 恵庭市における自殺の現状

- 1. 恵庭市の状況 4
- 2. 恵庭市の自殺の現状 6
- 3. 恵庭市における特徴と重点領域 12

第3章 自殺対策における取組

- 1. 基本理念 14
- 2. 基本方針 14
- 3. 施策の体系 16
- 4. 基本施策 17
- 5. 評価指標 33
- 6. 生きる支援関連事業 34

第4章 計画の推進体制

- 1. 推進体制 43
- 2. 進行管理 44

- 資料編 45

第1章 自殺対策計画の概要

1. 計画策定の趣旨

わが国の自殺者数は、平成10年に急増し平成23年まで年間3万人を超える状態が続いていました。このため、国は平成18年に「自殺対策基本法」を施行し、自殺対策に関し基本理念を定め、国、地方公共団体などの責務を明らかにしました。また、平成19年には「自殺総合対策大綱」を策定し総合的な自殺対策を推進した結果、自殺者数は減少傾向に転じました。しかし、いまだに年間2万人を超える方が自殺によって亡くなっている状況が続いており、楽観できる状態ではありません。

そのため、国は平成28年に「自殺対策基本法」を改正し、地方自治体に自殺対策計画の策定を義務付け、平成29年には新たな「自殺総合対策大綱」を閣議決定しました。

恵庭市では、これまで「恵庭市健康づくり計画」（後期計画）の中で、「休養・こころの健康」を盛り込み、併せて業務の方向性を示す「こころの健康づくり・自殺予防対策推進方針」を定め、自殺対策を推進してきました。平成29年度に策定した「第2次恵庭市健康づくり計画」においても継続して自殺予防の取組を掲げていますが、法の改正とこれまでの取組を踏まえ、「いのち支える 恵庭市自殺対策計画」を策定し、より効果的な自殺対策の推進を図ります。

計画策定の目的は自殺者数の低減ではありますが、自殺者数は社会情勢などが大きく影響することも想定されます。そのため、単に自殺者数の低減を図るだけでなく、自殺の原因となる事象を把握し、自殺防止に関する市民の意識を高め、更に自殺のリスクがある人のケアや相談体制を整備・充実していくことを目指します。

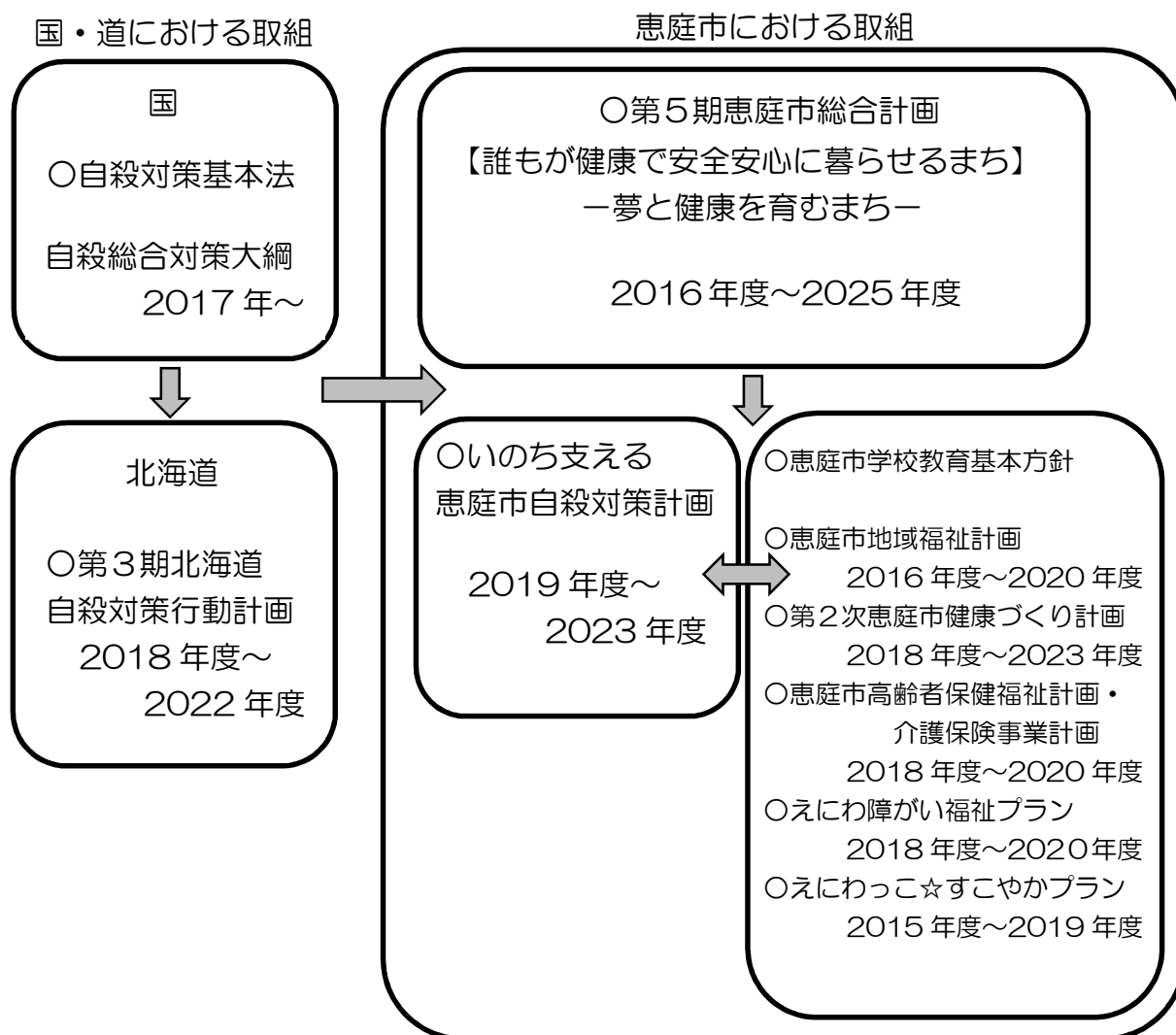
<本計画における元号表記と西暦表記について>

本計画においては、平成30年までの取組やデータに言及する場合、元号を用いますが、平成31年以降におよぶ取組やデータに関しては、西暦を用いています。

2. 計画の位置づけ

「いのち支える 恵庭市自殺対策計画」は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、恵庭市における実情を勘案して定める自殺対策の計画です。国が定める「自殺総合対策大綱」および北海道が定める「第3期北海道自殺対策行動計画」の趣旨を踏まえて策定するものです。

また、本計画は、「第5期恵庭市総合計画」を基に、「第2次恵庭市健康づくり計画」など関連性の高い他の計画との整合性を図ります。



3. 計画期間

本計画は、2019年度を初年度とし、2023年度までの5年間を計画期間とします。また、国が定める「自殺総合対策大綱」改正を踏まえて見直しを行います。

4. 計画の数値目標

国は、「自殺総合対策大綱」において、2026年までに、自殺死亡率（※1）を2015年と比べて30%以上減少させることを、当面の自殺対策の目標として定めています。

恵庭市では国の方針を踏まえて、2015年における自殺死亡率 18.9 を2026年までに30%以上減少させ自殺死亡率 13.2 とすることを長期的な目標とし、計画期間（2019年度～2023年度）の5年間に自殺死亡率を、「減少傾向」とすることを目標とします。

恵庭市の数値目標

	現状値	目標値
年 度	2015	2019～2023
自殺死亡率	18.9	減少傾向
自殺者数	13人	減少傾向

参考：国の数値目標

	現状値	目標値
年 度	2015	2026
自殺死亡率	18.5	13.0以下

（※1）自殺死亡率：地域における自殺者数を人口10万人あたりの自殺者数に換算したもの

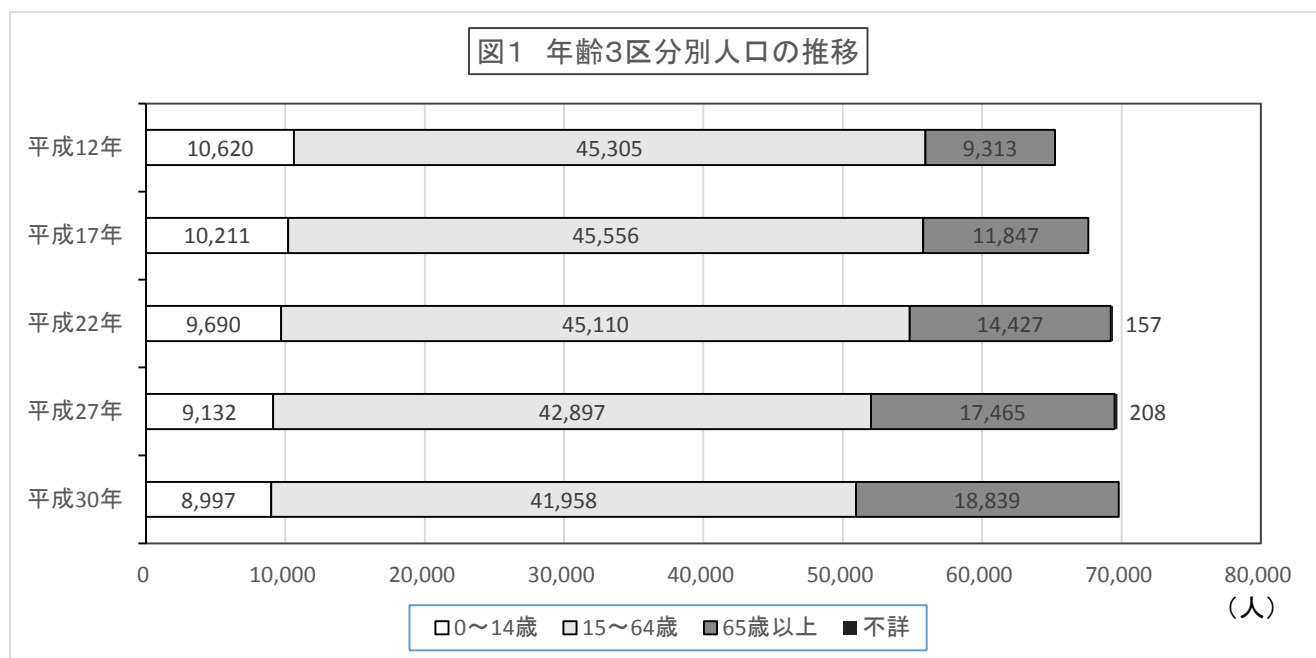
第2章 恵庭市における自殺の現状

1. 恵庭市の概況

(1) 恵庭市の人口構成

本市の人口は、平成30年10月1日現在の総人口で、年少人口（0歳～14歳）が、8,997人（12.9%）、生産年齢人口（15歳～64歳）が41,958人（60.1%）、老年人口（65歳以上）が18,839人（27.0%）となっています。

高齢化率は、27.0%となり、今後、少子高齢化が急速に進み、その傾向が強まると予測されています。



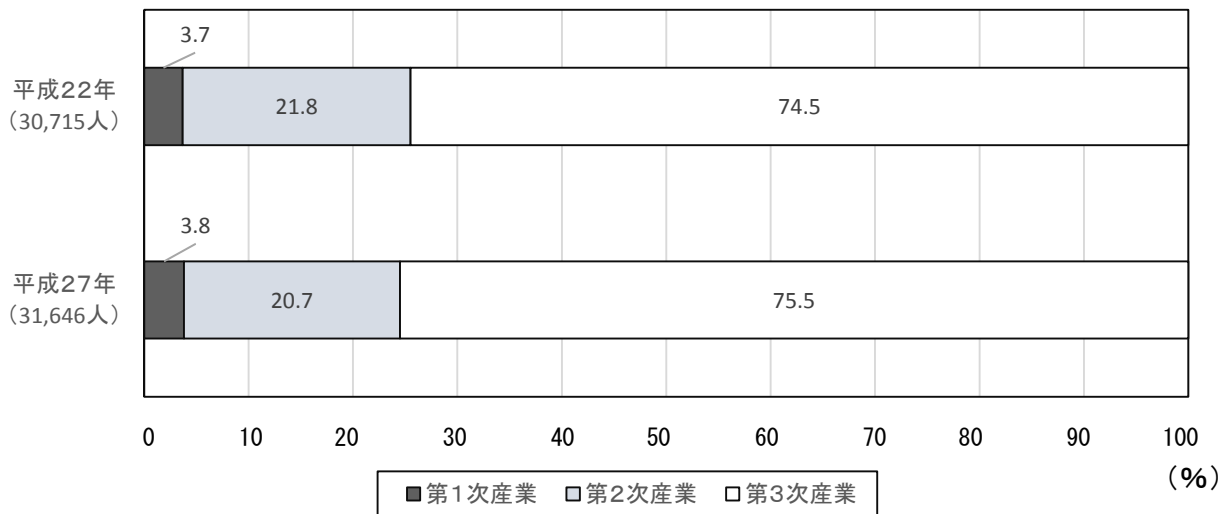
●平成12年、平成17年、平成22年、平成27年国勢調査 平成30年恵庭市住民基本台帳

(2) 産業人口割合の推移

就業者数は3万人台で推移しており、平成27年は31,646人で、産業別では第3次産業が75.5%と最も多く、次いで第2次産業の20.7%、第1次産業の3.8%となっています。

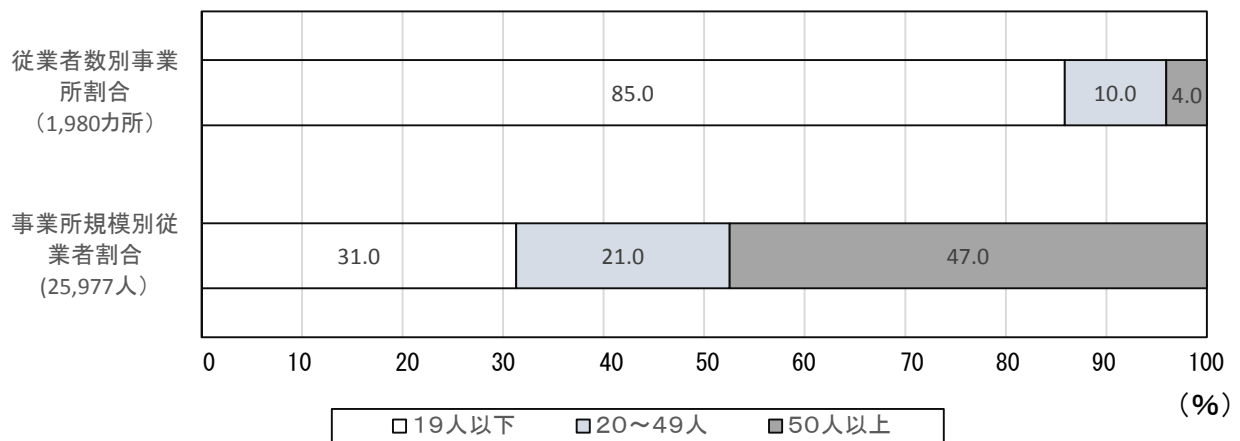
従業者規模別事業所割合では、従業員数が19人未満の事業所が85.0%と最も多く、次いで20～49人の事業所で10.0%となっています。事業所規模別従業者割合は、50人以上の事業所が47.0%と多く、次いで19人以下の事業所31.0%となっており、大規模事業所と小規模事業所の割合はほぼ同じとなっています。

図2 産業別人口割合



●総務省 国勢調査

図3 恵庭市内従業者規模別事業所割合と事業所規模別従業者割合



●総務省 平成26年経済センサス基礎調査

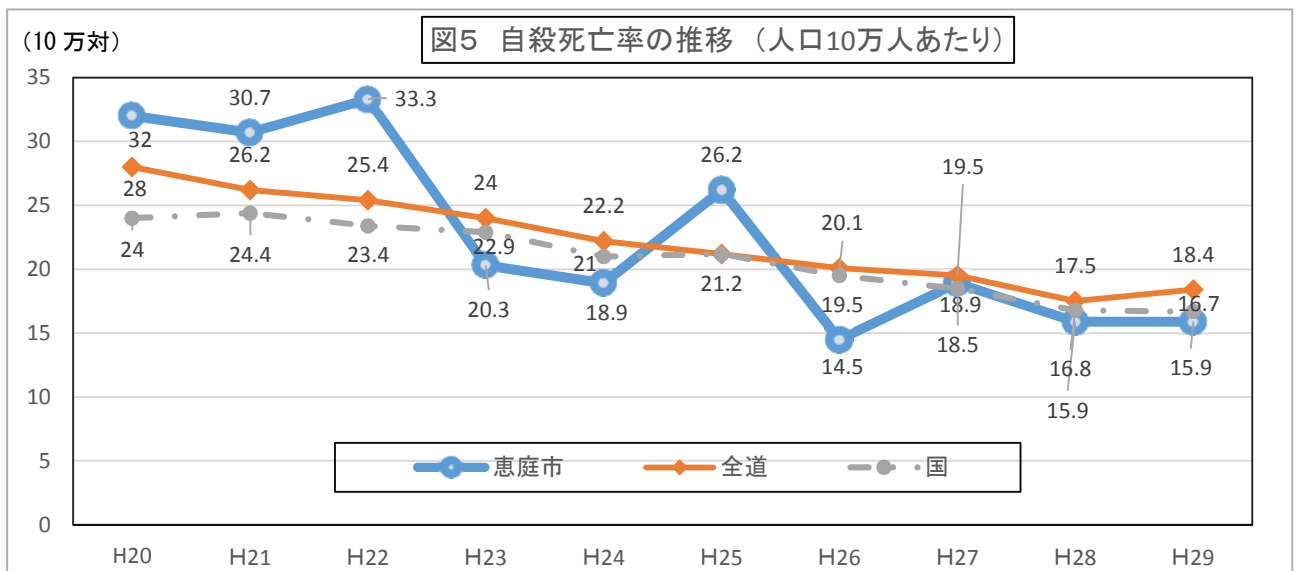
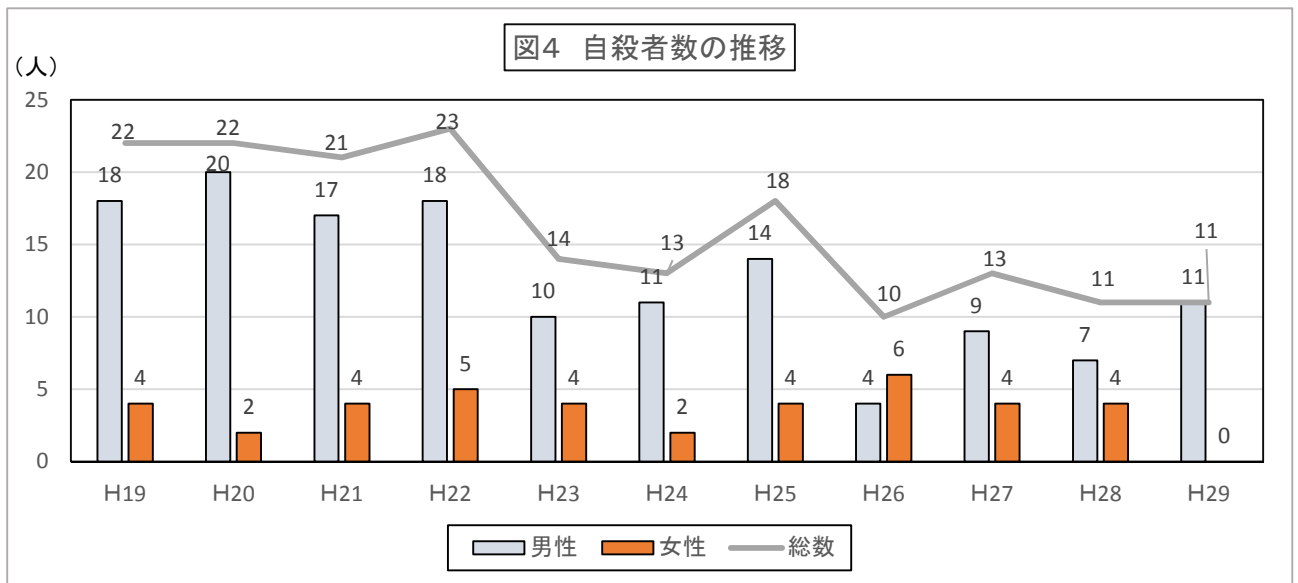
2. 恵庭市の自殺の現状

(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

本市における平成27年～29年までの自殺者数は、年間11人～13人前後で推移しており、平成24年～29年の総数で76人が自殺により死亡しています。この間の平均の自殺死亡率は、人口10万人対で18.5となり、これは国・道より低い水準となっています。

また、自殺死亡率の推移では、平成22年までは、国・道に比べ高い水準となっていました。また、国・全道同様低下傾向で、平成23年以降は下回る結果となっています。

男女別でみると、自殺者数は男性が女性を大きく上回っています。



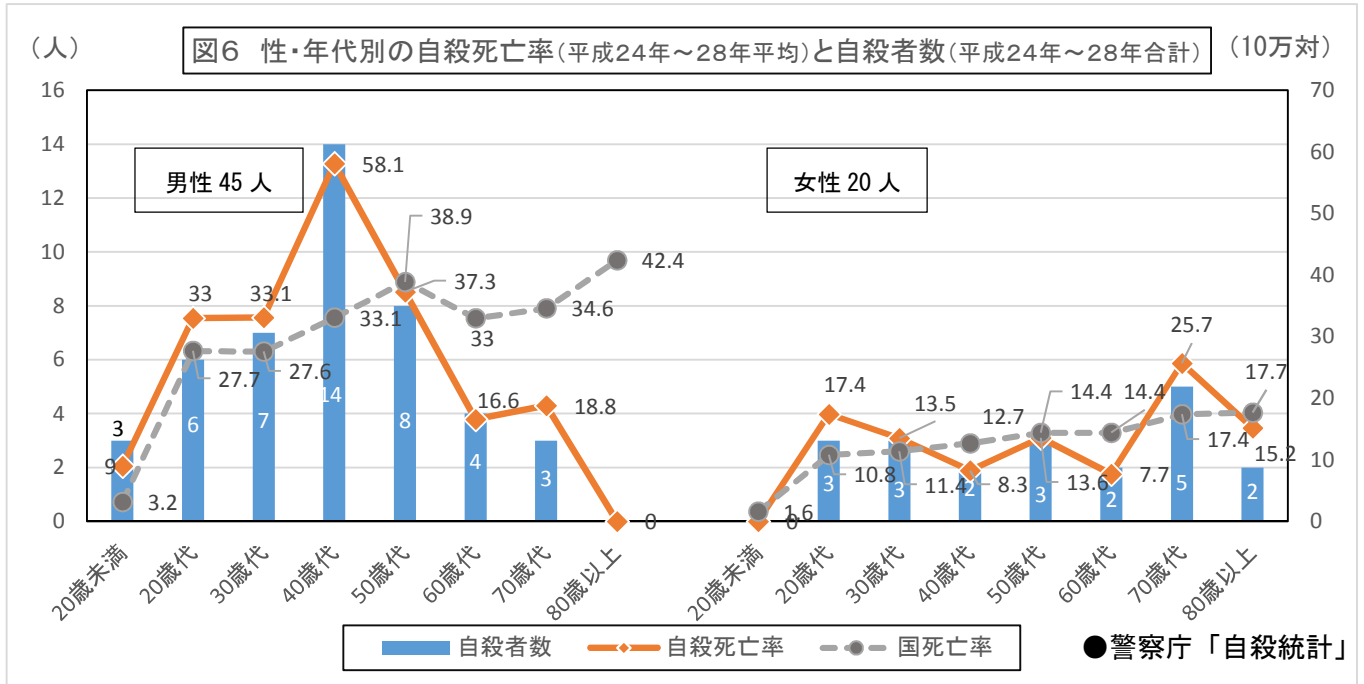
●警察庁 「自殺統計」

(2) 性・年代別の自殺死亡率と自殺者数の推移

年代別では、平成24年～28年合計の自殺者数では、男性の40歳・50歳代が22人と全体の33.8%を占め多くなっています。次いで男性の20歳・30歳代が13人と全体の20.0%を占め、20歳未満の男性が3人となっています。

女性では、60歳以上が9名おり、13.8%を占めています。

自殺死亡率では、男性は40歳代までの自殺死亡率が全国に比べ高く、女性では70歳代が高い傾向にあります。



(3) 年齢階級別の死因の状況

平成23年～27年の恵庭市における年齢階級別の死因では、主要6項目(※1)の内、自殺が10歳代～50歳代までの年齢層の上位に入っており、特に10歳代～30歳代においては、死因の1位となっています。

表1 年齢階級別の死因の順位(平成23年～27年)

	1位	2位	3位	4位	5位
10歳代	自殺	悪性新生物・心疾患			
20歳代	自殺	不慮の事故	悪性新生物	心疾患・脳血管疾患	
30歳代	自殺	悪性新生物	不慮の事故	心疾患	脳血管疾患 肺炎
40歳代	悪性新生物	自殺	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故
50歳代	悪性新生物	心疾患	自殺	脳血管疾患	肺炎
60歳代	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	不慮の事故
70歳代	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故
80歳代以上	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故

※1 死因の主要6項目

自殺・悪性新生物・心疾患・不慮の事故・脳血管疾患・肺炎

●石狩地域保健情報年報

(4) 同居の有無・職業の有無、性・年代別割合と自殺死亡率

同居の有無別では、男女ともほとんどの年代において「同居人あり」が多く、男性66.7%、女性80.0%となっており、特に女性の「同居人あり」の割合が多くなっています。

有職者と無職等の割合では、全体の有職者が44.6%、無職等が55.4%となっています。有職者については、男性が57.1%、女性が25.0%と男性が多く、女性は無職等の割合が75.0%と多くなっています。

図7 男女別 同居人の有無の割合

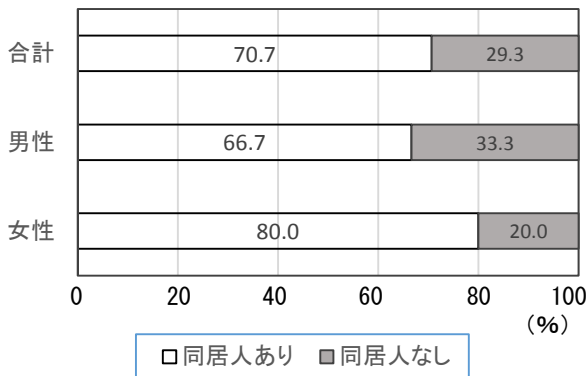
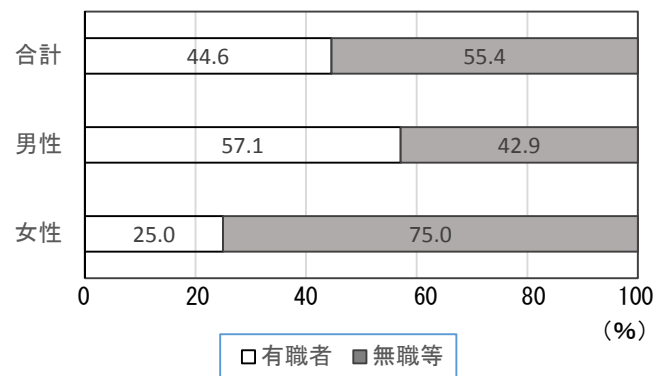


図8 男女別 有職者・無職等の割合



●警察庁「自殺統計」

男性の有職者では20歳～59歳の働きざかり世代において「同居人なし」が「同居人あり」の自殺死亡率の3倍～4倍と高くなっているのに対し、女性の有職者では、いずれの年代でも「同居人なし」の自殺死亡率が0となっています。

無職者の場合は、男性では、40～59歳の自殺死亡率が特に高く、各年代とも「同居人なし」が「同居人あり」の自殺死亡率を上回っています。一方で女性の無職者においては、「同居人なし」の60歳以上の高齢者において自殺死亡率が高くなっていますが、20～59歳の「同居人なし」ではいずれも死亡率が0となっています。

図9 【男性】 年齢階級別、職業有無別、同居人有無別、自殺死亡率(平成24年～28年平均)

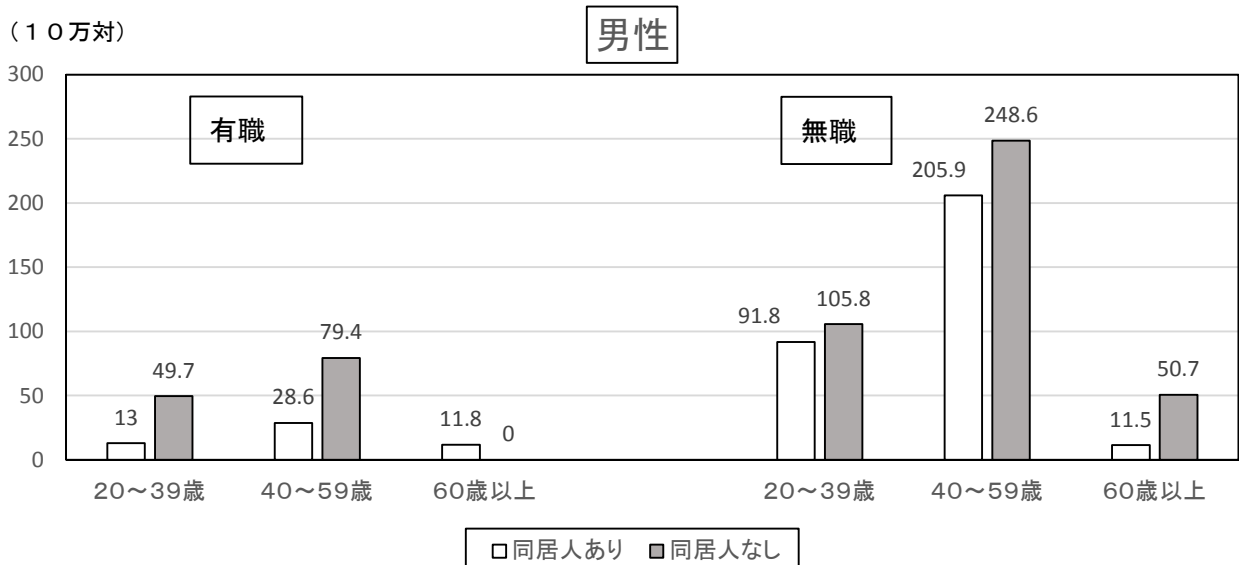
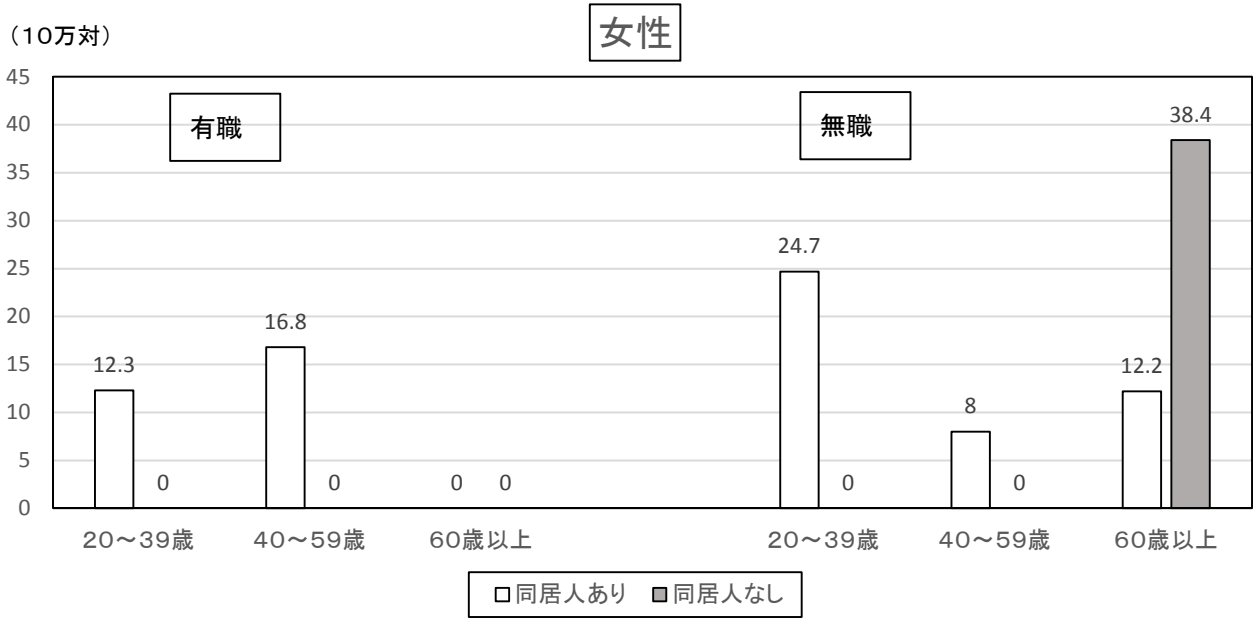


図10 【女性】 年齢階級別、職業有無別、同居人有無別、自殺死亡率(平成24年～28年平均)

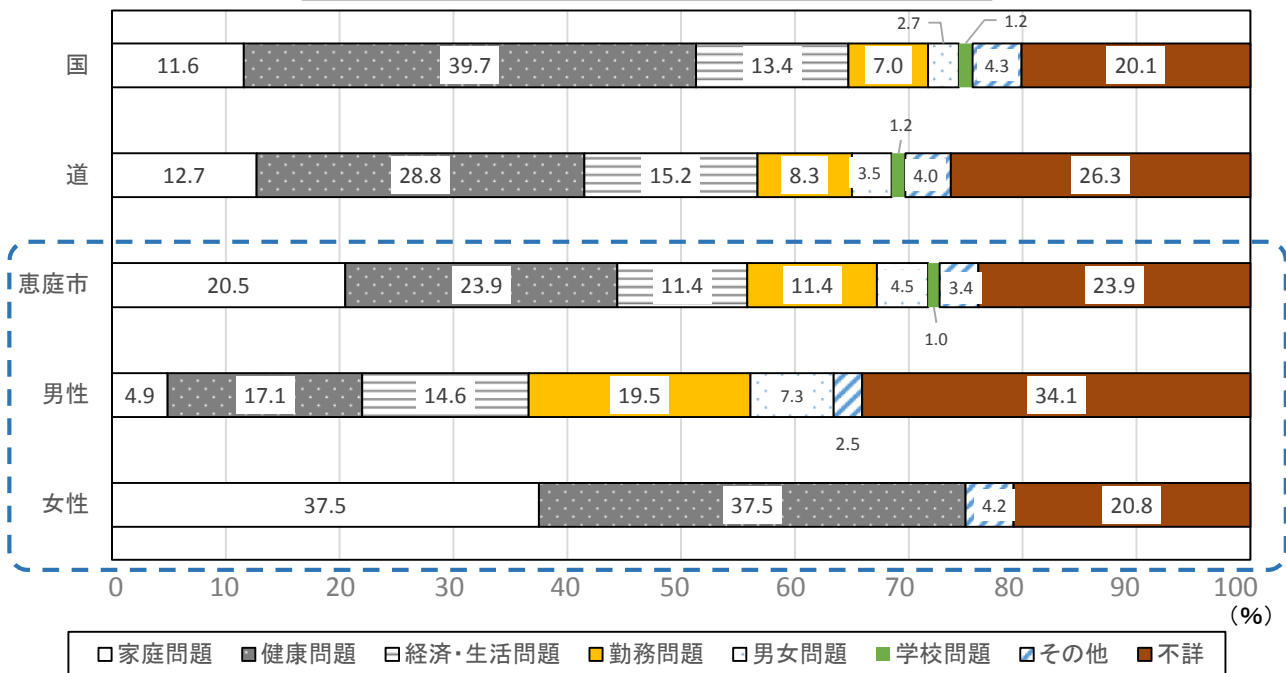


●警察庁「自殺統計」

(5) 原因・動機別自殺の状況

原因・動機別では、原因・動機が複数の場合もありますが、恵庭市では、国・道と同様に「健康問題」の割合が多く、次いで、「家庭問題」「経済・生活問題」「勤務問題」となっています。性別では男性は「勤務問題」が最も高く、女性では「家庭問題」「健康問題」となっています。

図11 原因・動機別自殺者の割合(平成24年～28年合計)



●警察庁「自殺統計」

<統計に用いた数値について>

自殺者の統計には2種類の数値が使用されています。この2種類の数値には以下の違いがあります。

① 人口動態統計（厚生労働省）

日本における日本人を対象とし、住居地を基に集計しています。

② 自殺統計（警察庁）

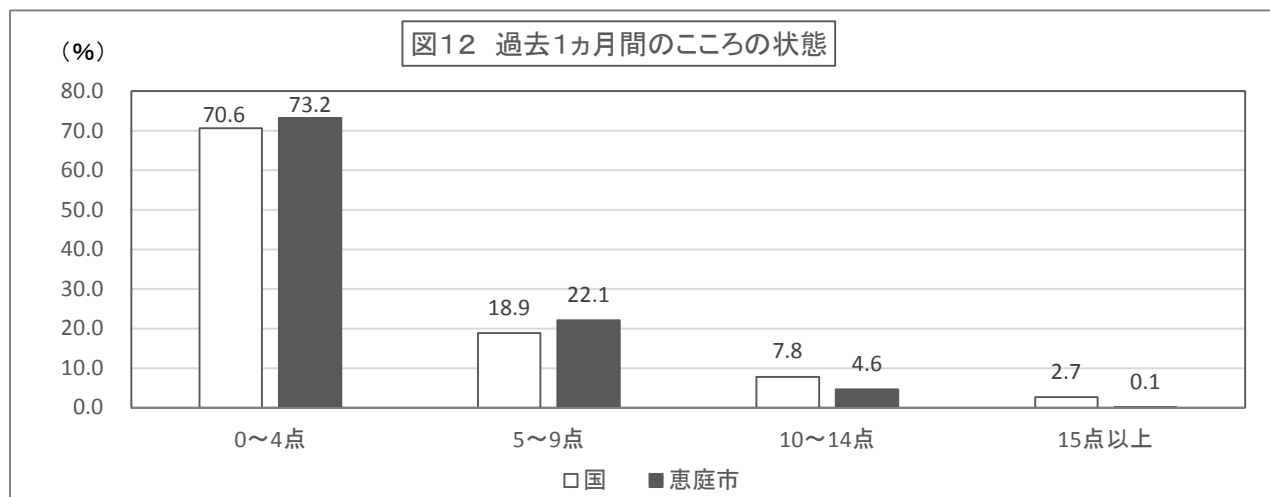
日本における外国人を含んだ総人口を対象とし、発見地を基に集計しています。

(6) こころの状態に関する調査

① こころの状態

「第2次恵庭市健康づくり計画」における、平成28年度健康づくりアンケート調査では、過去1ヵ月間のこころの状態に関して調査(11ページ コラム1参照)したところ、「心理的苦痛をほとんど抱えていない」(0~4点)が73.2%と最も多くなっており、「気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている者(10点以上)の割合は、4.7%となっております。

平成28年の国10.5%と比較して低い割合となっており、健康日本21の目標とする9.4%を下回っている状況です。

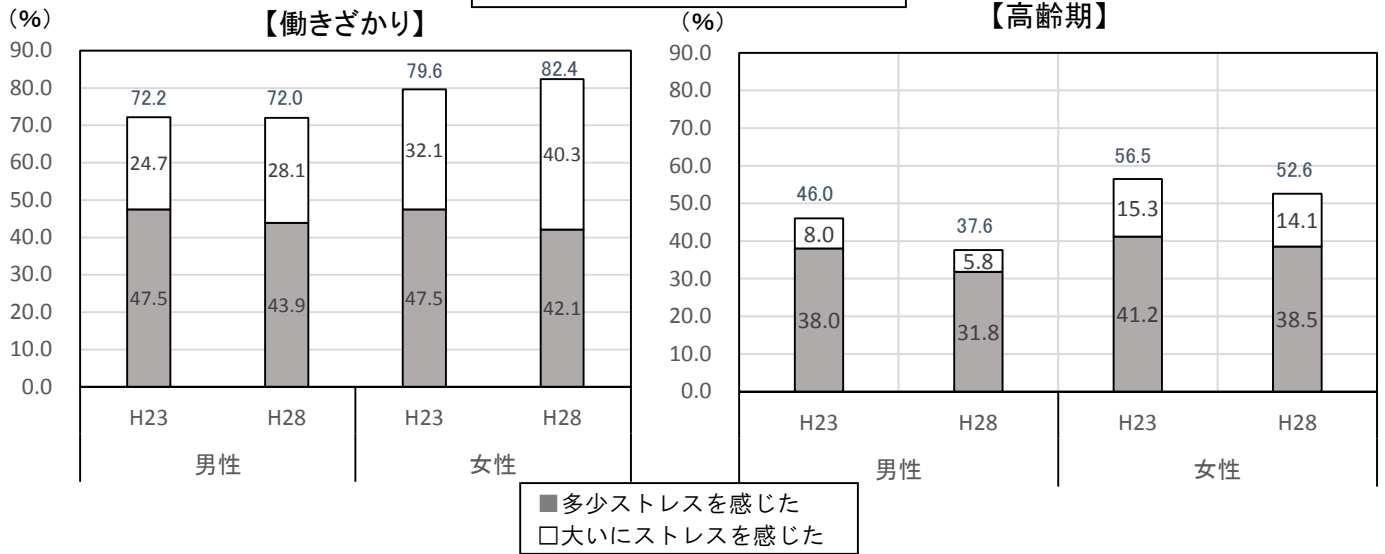


●平成28年国民生活基礎調査、平成28年度恵庭市健康づくりアンケート調査

② 悩みやストレスなどの状況

平成28年度健康づくりアンケート調査では、男性で「不満・悩み・苦勞・ストレスを感じた」割合は、働きざかり(20~64歳)の世代が72.0%、高齢期(65歳以上)の世代が37.6%で、働きざかり世代が高くなっており、男性より女性の方がやや割合が高くなっています。

図 13 悩みやストレスなどの状況



●平成 23・28 年度恵庭市健康づくりアンケート調査

<コラム1：「こころの状態の調査」>

こころの状態には、K6 という尺度を用いています。K6 は米国の Kessler によって、うつ病・不安障害などの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発され、一般住民を対象とした調査で心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度を表す指標として広く利用されています。

「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」「そろそろ、落ち着かなく感じましたか」「気分が沈みこんで、何が起ころってても気が晴れないように感じましたか」「何をするのも骨折りだと感じましたか」「自分は価値のない人間だと感じましたか」の6つの質問について5段階の回答で点数化しています。合計点数が高いほど、精神的な問題がある可能性があるとしてされています。

判定基準

点数	5点未満	5点～9点	10点～14点	15点以上
判定	問題なし	要観察	要注意・要受診	
	こころの健康について大きな問題はなし。	ストレスがたまっている状態。	こころが疲労している状態。	50%以上の確率で、うつ病性障害や不安障害の可能性のある状態。
望ましい対応		ストレス解消を心がける必要あり。	かかりつけ医や専門医療機関の受診を検討。	専門医療機関の受診が必要。

3. 恵庭市における特徴と重点領域

(1) 恵庭市における自殺の特徴

自殺総合対策推進センターの「地域の自殺の特徴」として示された恵庭市の自殺の実態は、以下の通りです。性、年代、同居人の有無から自殺者数割合が多い5つの区分が示されました。

表2 恵庭市の主な自殺の特徴

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路 (13ページ コラム2参照)
1位：男性40～59歳 有職同居	10	15.4%	28.6	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
2位：男性40～59歳 無職同居	5	7.7%	205.9	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ 状態→自殺
3位：男性20～39歳 無職同居	5	7.7%	91.8	ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
4位：男性40～59歳 有職独居	5	7.7%	79.4	配置転換→過労+仕事の失敗→うつ状態 +アルコール依存→自殺
5位：女性60歳以上 無職同居	5	7.7%	12.2	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

●自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール

順位は自殺者数の多さに基づき、自殺者数割合が同数の場合は自殺率の高い順としています。自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査をもとに自殺総合対策推進センターにて推計したものです。

(2) 恵庭市における重点領域

国から提供された地域自殺実態プロフィール(13ページ コラム3参照)によって、恵庭市において重点的に対応が必要な対象群が示されています。

これらの4つの対象群を重点領域として、基本施策に反映させます。

重点領域 (重点的な対応が 必要な対象群)	(1) 勤務・経営
	(2) 無職者・失業者
	(3) 生活困窮者
	(4) 子ども・若者

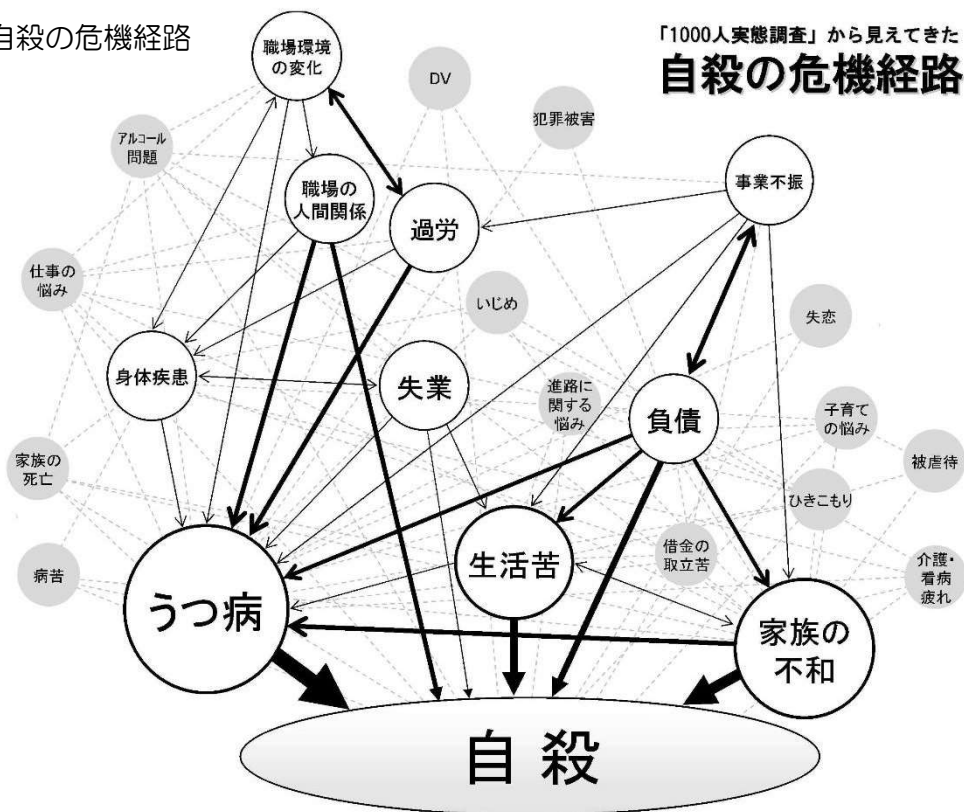
●自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロフィール

<コラム2：「背景にある自殺の危機経路」>

NPO 法人ライフリンクが行った実態調査から、自殺は平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており、自殺者の性別、年齢、就労の有無などの特性から、自殺に至る連鎖に一定の特徴があることが明らかになりました。

表2の「背景にある主な自殺の危機経路」の列には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうち主なものが記載されています。

図14：自殺の危機経路



出典 NPO法人ライフリンク 自殺実態白書2013

<コラム3：「地域自殺実態プロフィール」>

国の自殺総合対策推進センターより提供され、性別・年齢などの特性と、就労・経済状況などを基に分析し、地域における自殺者の傾向を示したものです。

基準	重点項目名	特徴
年齢	こども・若者	30歳代までの世代
	高齢者	70歳以上の世代
生活環境	勤務・経営	勤務・経営問題による自殺者数が多い地域
	無職者・失業者	無職・失業問題による自殺者数が多い地域
	生活困窮者	生活困窮による自殺者数が多い地域
地域の特性	ハイリスク地	居住者と比較し、自殺者数が多い地域
	自殺手段	自殺手段の特徴

第3章 自殺対策における取組

1. 基本理念

国は自殺総合対策の中で、基本理念として「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」と定めています。

また、第5期恵庭市総合計画では、【誰もが健康で安全安心に暮らせるまち】一夢と健康を育むまちーを基本目標としています。

これらを踏まえ、恵庭市自殺対策計画における基本理念を次のとおり定めます。

基本 理 念	誰もが健康で安全安心に暮らし、 誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指す
--------------	--

2. 基本方針

国が定めた自殺総合対策大綱を踏まえて、以下の5点を自殺対策における基本方針とします。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力などの「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦などの「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策を展開する

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となりうる生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもりなど関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉などの各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策を効果的に連動させる

さらに、自殺対策は社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」のそれぞれにおいて、協力がつ総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発などの「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合などにおける「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において児童生徒などを対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要です。

(4) 実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい場合があります、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに助けを求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての国民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医などの専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動や教育活動に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業、国民が連携・協働して国を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化したうえで、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

具体的に、国には「自殺対策を総合的に策定し、実施する」責務があり、地方公共団体には「地域の状況に応じた施策を策定し実施する」責務があります。

また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められ、国民にも「自殺が社会全体の問題であり我が事であることを認識し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現のため、主体的に自殺対策に取り組む」ことが期待されます。

3. 施策の体系

基本理念	基本施策	主な取組・事業
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">誰もが健康で安全安心に暮らし、誰もが自殺に追い込まれることのなごまぢいへんを目標とする</p>	(1) 地域における自殺対策の取組体制を強化する	①地域における連携・ネットワークの強化 ②特定の問題に対する連携・ネットワークの強化
	(2) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す	①パンフレットなどの啓発グッズの作成と周知 ②うつ病などについての普及啓発の促進 ③自殺予防週間と自殺対策強化月間の啓発
	(3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	①様々な分野におけるゲートキーパーの養成 ②市民に対するゲートキーパー活動の啓発 ③地域保健スタッフの資質の向上
	(4) こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する	①職場におけるメンタルヘルス対策の促進 ②地域におけるこころの健康づくり推進体制の整備 ③学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備
	(5) 適切な精神保健医療福祉サービスの利用を支援する	①相談支援の実施 ②精神医療の提供
	(6) 社会全体の自殺リスクを低下させる	①地域における相談体制の充実と相談窓口の情報発信 ②失業者などに対する相談窓口の充実 ③生活困窮者への支援の充実 ④妊産婦への支援の充実 ⑤高齢者への支援の充実 ⑥法的問題解決のための情報提供の充実
	(7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防止する	①医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
	(8) 遺された人への支援を強化する	①地域の連携推進による包括的な遺族支援の強化
	(9) 民間団体との連携を強化する	①地域・民間団体との連携と活動支援
	(10) 子ども・若者の自殺対策を推進する	①児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施 ②いじめを苦しめた子どもの自殺の予防 ③若者の抱えやすい課題に着目した支援の充実 ④経済的困難を抱える子どもへの支援の充実 ⑤若者自身が身近な相談者になるための取組の推進 ⑥就労に関する相談窓口の充実 ⑦生活困窮者への支援の充実
	(11) 勤務問題による自殺対策を推進する	①職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ②長時間労働の是正 ③ハラスメント防止策の推進 ④経営者に対する相談事業の実施

●色掛け部は、第2章 3.-(2)において重点領域とした4領域に対する施策です

4. 基本施策

(1) 地域における自殺対策の取組体制を強化する

自殺対策を市全体の課題と捉え、医療、保健、生活、教育、労働など、様々な関係機関との連携およびネットワークの強化を図るとともに、他の事業を通じて構築されているネットワークと自殺対策の連携を併せて推進します。

① 地域における連携・ネットワークの強化

【事業名】 事業内容	担当
【恵庭市自殺対策庁内推進会議】(仮称) 自殺対策について、庁内関係部署の連携と協力により、自殺対策計画に基づく事業の推進および進捗管理を行います。	保健課 庁内関係部署
【恵庭市自殺対策ネットワーク会議】 自殺対策に関連する代表で構成され、市の自殺対策に対する意見、および計画の進捗に関する協議を行います。	保健課
【千歳地域自殺予防対策連絡会議】 千歳保健所管内の関係機関が連携し、地域における自殺の実態などの情報を共有し、自殺対策を推進します。	千歳地域保健室

② 特定の問題に対する連携・ネットワークの強化

【事業名】 事業内容	担当
【恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会】 いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応を推進するために、関係機関が連携する協議会を開催します。	教育支援課
【恵庭市障がい者地域自立支援協議会】 地域における障がい者の生活を支援するために、関係機関が連携する協議会を開催します。	障がい福祉課
【恵庭市包括ケア会議】 介護が必要な高齢者の生活を総合的に支援するために、関係機関が連携する協議会を開催します。	介護福祉課
【恵庭市 SOS ネットワーク連絡協議会】 行方が分からない高齢者や障がい者の早期発見を目的に、関係機関が連携し、事故を未然に防ぎます。	介護福祉課 関係部署
【恵庭市要保護児童ネットワーク協議会】 児童虐待などに関わる地域のネットワークを構築し、関係機関が連携し、虐待などの早期発見・支援につなげます。	子ども家庭課

(2) 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自殺対策に関わる相談機関や相談窓口に関する情報を、市民に提供するとともに、こころの健康や自殺対策に対する理解が深まるよう、講演会などを開催します。

また、恵庭市の自殺対策の取組を広く周知するために、国が定める9月や3月の強化期間を中心に、啓発活動を推進します。

① パンフレットなどの啓発グッズの作成と周知

【事業名】	担当
事業内容	
【相談窓口などの情報を掲載したパンフレット作成】 こころの健康やひきこもりなどの相談先を掲載したパンフレットを作成します。	保健課
【パンフレット配布】 健康教育事業や各種イベントにおいて、パンフレットを配布します。	保健課 など
【自殺防止および相談電話の情報周知】 いのちの電話など自殺防止関連の取組について周知を行います。	保健課

② うつ病などについての普及啓発の促進

【事業名】	担当
事業内容	
【こころの健康づくり講演会】 自殺対策やこころの健康に対する講演会を開催し、市民の理解を深めます。	保健課
【出前講座】 こころの健康に関する健康教育を、市民団体や事業所などの要請に応じて実施します。	保健課
【様々な施設を利用したパネル展】 自殺予防に関するパネル展を、地区会館などを会場として実施します。	保健課

③ 自殺予防週間と自殺対策強化月間の啓発

【事業名】	担当
事業内容	
【自殺予防週間と自殺対策強化月間の啓発】 9月の自殺予防推進週間や3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺対策やこころの健康に関する情報や講演会の情報を掲載し、市民に対して、自殺予防の推進に向けた取組を周知します。	保健課 広報課

(3) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上で基礎となる重要な取組です。様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期から身近な人の自殺のサインに気づき、問題解決につなげる相談役であるゲートキーパーを養成するための研修を開催し、保健、医療、介護、福祉、教育など様々な分野の関係者へ、ゲートキーパー養成講座の受講を勧奨します。

地域の専門家や関係者だけでなく、市民に対してもゲートキーパーの活動を紹介することで、地域のネットワークの担い手となる人材を育成します。

① 様々な分野におけるゲートキーパーの養成

【事業名】	担当
事業内容	
<p>【ゲートキーパー養成講座】</p> <p>様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期から身近な人の自殺のサインに気づき、問題解決につなげる相談役であるゲートキーパーを養成するための研修を開催します。</p> <p>また、市職員、教員や社会教育関係者、民生委員児童委員など日常的に市民に対する見守り活動を行っている関係者や学生などへ、養成講座の受講を勧奨します。</p>	<p>保健課 職員課 教育支援課 福祉課 介護福祉課 教育機関</p>

② 市民に対するゲートキーパー活動の啓発

【事業名】	担当
事業内容	
<p>【出前講座】</p> <p>市民の求めに応じゲートキーパーに関する出前講座を実施します。</p>	保健課

③ 地域保健スタッフの資質の向上

【事業名】	担当
事業内容	
<p>【精神保健関連の研修参加】</p> <p>精神相談に関わる保健師などが研修会へ参加することで、相談への対応力を高めます。</p>	保健課

(4) ところの健康を支援する環境の整備とところの健康づくりを推進する

自殺の原因となり得る様々なストレスについて、ストレス要因の軽減やストレスへの適切な対応ができるよう、地域、家庭、学校、職場におけるところの健康づくりの支援や居場所づくりなどの体制を整備し事業を推進します。

① 職場におけるメンタルヘルス対策の促進

【事業名】	担当
事業内容	
【ところの健康管理の推進】	職員課 事業者
事業者は、従業員のところの健康管理を行います。特に一定規模以上（50人以上）の職員を雇用する事業者はストレスチェックの検査を行います。	
【相談窓口の紹介】	保健課 商工労働課 千歳公共 職業安定所
就労におけるメンタルヘルスに関する相談に対し、北海道が実施する事業などの紹介をします。	

② 地域におけるところの健康づくり推進体制の整備

【事業名】	担当
事業内容	
【市民による主体的なまちづくり活動支援】	市民活動推進課
市民活動センターにおいて、市民活動団体の自主的かつ主体的な活動を総合的に支援します。	
【地域包括支援センター】	介護福祉課
高齢者が安心して生活がおくれるよう、福祉や介護など生活全般にわたる相談窓口である、地域包括支援センターを運営します。	
【介護サービスなどの給付】	介護福祉課
高齢者が適切な介護サービスなどを利用しながら、地域で安心して生活がおくれるよう、介護サービスの支給決定を行います。	
【地域介護予防活動支援事業】	保健課
体力づくりに有効ないきいき百歳体操サポーターを養成し、住民の自主的な活動をサポートします。	
【生活支援コーディネート事業】	介護福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援 センター
高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために、生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築します。	

【子育て支援センター】	
子育てに関する相談、子育てサークルへの支援、子育て家庭の交流の場を提供することで、育児支援を行います。	子育て支援課
【ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業】	
就業や疾病などにより一時的な生活援助が必要なひとり親家庭などに対し、家庭生活支援員を派遣し、生活の安定を支援します。	子ども家庭課
【障害福祉サービスなどの給付】	
障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの支給決定を行います。	障がい福祉課 保健課
【恵庭市障がい者総合相談支援センター】	
障がい者が安心して生活をおくれるよう、相談に対応する総合窓口として、障がい者総合相談支援センターを設置します。	障がい福祉課

③ 学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備

【事業名】	担当
事業内容	
【学校職員のストレスチェック】	
心理的なストレスチェックの検査を実施し、必要な職員には、学校産業医による面接を行います。	学校教育課
【スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用】	
スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。	教育支援課

(5) 適切な精神保健医療福祉サービスの利用を支援する

自殺の危険性が高い人の早期発見に努め、必要に応じて適宜精神科医療につなぐ取組を推進します。

① 相談支援の実施

【事業名】	担当
事業内容	
【健康相談】 保健相談の中で、気分障害や依存症、重篤な疾患などによる悩みを抱える市民に対して、医療受診や相談、自助グループへの参加などを勧奨します。	保健課 千歳地域保健室
【恵庭市障がい者総合相談支援センター】 再掲 障がい者が安心して生活をおくれるよう、相談に対応する総合窓口として、障がい者総合相談支援センターを設置します。	障がい福祉課

② 精神医療の提供

【事業名】	担当
事業内容	
【精神医療の提供】 精神疾患患者に対して、適切な医療を提供します。	医療機関
【医療と保健分野の連携】 精神疾患による医療受診希望者と医療機関の調整や、退院後の生活支援に必要な調整など、連携を行います。	保健課 医療機関

(6) 社会全体の自殺リスクを低下させる

「生きることの促進要因」よりも「生きることの阻害要因」が上回ったときに、自殺に追い込まれる危険性が高まります。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすだけでなく、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことで、自殺リスクを低下させます。

① 地域における相談体制の充実と相談窓口の情報発信

【事業名】 事業内容	担当
【相談窓口などの情報を掲載したパンフレット作成】 再掲 こころの健康やひきこもりなどの相談先を掲載したパンフレットを作成します。	保健課
【パンフレット配布】 再掲 健康教育事業や各種イベントにおいて、パンフレットを配布します。	保健課 など
【恵庭市要保護児童ネットワーク協議会】 再掲 児童虐待などに関わる地域のネットワークを構築し、関係機関が連携し、虐待などの早期発見・支援につなげます。	子ども家庭課
【恵庭市障がい者虐待防止センター】 関係機関の連携により、障がい者虐待の防止を推進します。	障がい福祉課
【高齢者虐待防止ネットワーク協議会】 関係機関の連携を図り、高齢者虐待の防止や早期発見に務めます。	介護福祉課

② 失業者などに対する相談窓口の充実

【事業名】 事業内容	担当
【就労に関する情報提供】 就労に関する相談窓口の情報を提供します。	保健課 商工労働課
【就職促進事業】 企業と求職者のマッチングの機会を提供し、就労を支援します。	商工労働課

③ 生活困窮者への支援の充実

【事業名】 事業内容	担当
【生活保護】 生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を助長します。	福祉課

【被保護者就労支援事業】	
生活保護受給者の自立支援を図るため、就労などの自立相談支援を実施します。	福祉課
【生活困窮者自立相談支援事業】	福祉課
生活困窮者に対し就労の支援や自立に関する相談を実施します。	社会福祉協議会

④ 妊産婦への支援の充実

【事業名】	担当
事業内容	
【妊婦相談・プレママ相談日】	保健課
全ての妊婦に対し母子手帳交付時に、妊娠・出産・育児などに関する相談支援を行います。また、月1回相談日を設けます。	
【乳児家庭全戸訪問事業】	保健課
全ての乳児家庭を訪問し、エジンバラ産後うつ病質問票（25ページコラム1参照）により産後うつ病の早期発見に努めます。	
【子育て支援センター】 再掲	子育て支援課
子育てに関する相談、子育てサークルへの支援、子育て家庭の交流の場を提供することで、育児支援を行います。	
【子育て世代包括支援センター事業】	保健課
母子保健コーディネーターや保健師が、妊娠期から子育て期の不安や悩み事の相談を受け、必要な情報を提供します。また、支援プランを作成し妊娠・出産・子育てをサポートします。 （25ページコラム2参照）	

⑤ 高齢者への支援の充実

【事業名】	担当
事業内容	
【介護サービスなどの給付】 再掲	介護福祉課
高齢者の居宅サービスなどに関する給付を行い、高齢者の居場所の提供を行います。	
【地域介護予防活動支援事業】 再掲	保健課
体力づくりに有効ないきいき百歳体操サポーターを養成し、住民の自主的な活動をサポートします。	
【生活支援コーディネート事業】 再掲	介護福祉課 社会福祉協議会 地域包括支援センター
高齢者が住みなれた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために、生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築します。	

【老人クラブ活動の充実】	
老人クラブへの支援により、高齢者の健康と生きがいづくりなどを推進します。	介護福祉課
【高齢者のボランティア活動推進】	
高齢者の経験などを地域活動に活かすため、ボランティアの養成や介護支援ボランティアポイント事業を推進します。	介護福祉課 社会福祉協議会
【介護予防把握事業】	
70歳到達の高齢者への質問紙の送付や個別訪問を行い、健康状態の確認や介護予防についての情報を提供します。	保健課

⑥ 法的問題解決のための情報提供の充実

【事業名】	担当
事業内容	
【無料法律相談事業】	
民事トラブルを抱える市民が弁護士などの専門家からアドバイスを受け、法的な解決を目指す行政支援を実施します。	生活安全課 社会福祉協議会

<コラム1：エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）について>

エジンバラ産後うつ病質問票は、産後うつ病のスクリーニングとしてイギリスで開発された自己記入式質問票です。

質問の項目は、「幸せだと感じた」「はっきりとした理由もないのに、不安になったり、心配した」などうつ病に見られる症状をわかりやすく質問にしたもので10項目あり、質問ごとに0～3点の得点を合計したものを評価します。

<コラム2：子育て世代包括支援センター事業>

恵庭市では2019年度内に「子育て世代包括支援センター事業」として、相談窓口を保健センターに設置します。母子保健コーディネーターが中心となり、電話や来所での相談に応じたり、家庭訪問を行います。

また、妊娠期から子育て期にわたり安心して健康な生活ができるよう、利用者目線に立った「支援プラン」を作成し、切れ目のない一貫性のある支援を行います。

(7) 自殺未遂者の再度の自殺企図を防止する

自殺未遂者の再度の自殺企図(※2)を防ぐため、関係機関と連携を深め、相談体制の構築を目指します。

(※2) 企図とは、あることを実現するために計画をするという意味があり、「自殺企図」とは、自殺を計画し実行する、という意味になります。

① 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化

【事業名】	担当
事業内容	
【救急救命士の養成・研修】 救急活動の場面において、1次対応を行う救命士に対する研修を行います。	消防署
【自殺未遂者対応時の関係機関との連携】 自殺未遂者に対応した場合、関係機関との連携を行い、相談支援体制の構築を目指し、再度の自殺企図を防止します。	千歳地域保健室 千歳警察署 消防署 医療機関 保健課
【自殺者発生時の関係機関との連携】 自殺者を把握した場合、関係機関との連携を行い、遺族への相談体制の構築などを推進します。	千歳地域保健室 千歳警察署 消防署 医療機関 保健課

(8) 遺された人への支援を強化する

自殺により遺された家族を支援するため、関係機関と連携を深め、相談体制の構築を目指します。

① 地域の連携推進による包括的な遺族支援の強化

【事業名】	担当
事業内容	
【自殺者発生時の関係機関との連携】 再掲 自殺者を把握した場合、関係機関との連携を行い、遺族への相談体制の構築などを推進します。	千歳地域保健室 千歳警察署 医療機関 保健課
【自助グループの情報提供】 道が運営する「自死遺族の会」などの情報を提供します。	保健課

(9) 民間団体との連携を強化する

自殺対策において大きな役割を担っている地域・民間団体と連携の強化を図ります。

① 地域・民間団体との連携と活動支援

【事業名】 事業内容	担当
【相談などを行っている民間団体との連携強化】 地域で自殺対策関連に取り組む民間団体や、町内会、老人クラブ、民生委員児童委員など市民の生活に密接な関わりのある団体との連携を強化します。	保健課 市民活動推進課 介護福祉課 福祉課

(10) 子ども・若者の自殺対策を推進する

子ども・若者世代は、抱える悩みが多様であり、子どもから大人への移行期には特有の大きな変化があり、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。

児童生徒および学生は、家庭、地域、学校を主な生活の場としており、自殺対策に係る機関としては児童福祉や教育機関が挙げられますが、10歳代後半からは非就学の若者が増加することから、就労、生活支援に関わる労働関係機関やこれらの世代に関連する機関も支援に関係します。このことから、保健、医療、福祉、教育、労働などの各分野関係機関との連携のもとで支援を推進する必要があります。

① 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施

【事業名】	担当
事業内容	
【ゲートキーパー養成講座】 再掲 ゲートキーパー養成講座を開催し、教員や社会教育関係者へ参加を勧奨します。	保健課 教育支援課
【自己防衛力向上プログラム】 いじめなどの問題に対して、自己発信による対応力を高めるためのプログラムを行います。	小中学校

② いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

【事業名】	担当
事業内容	
【いじめ問題実態調査】 いじめ防止基本方針に基づき、いじめに関する実態調査といじめ根絶に向けた取組を推進します。	教育支援課 小中学校
【恵庭市いじめ不登校問題等対策協議会】 再掲 いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応を推進するために、関係機関が連携する協議会を開催します。	教育支援課
【みんなでいじめの問題を考える日】 各学校において、児童会・生徒会・各委員会などで工夫を凝らした独自の集会を企画し、実施します。	小中学校
【なかよしさわやかDAY 全市交流会】 児童会・生徒会代表者が集まり、いじめ問題などについて協議を行い、いじめ根絶に向けた取組を推進します。	教育支援課 小中学校

③ 若者の抱えやすい課題に着目した支援の充実

【事業名】	担当
事業内容	
【恵庭市生徒指導協議会】 学校生活において、何らかの問題を抱える児童・生徒を早期に発見し、早期の解決を図ります。	教育支援課
【スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの活用】 再掲 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。	教育支援課
【教育相談】 学校生活全般にわたる相談を実施します。	高等学校
【生徒・学生相談】 生活面、学費、就職などに関する相談窓口を設置し、生徒や学生からの相談を実施します。	専門学校 大学
【ひきこもりなどに関する相談】 ひきこもりの相談窓口を設置し、社会参加や生活支援に関する道の事業などの情報提供を行います。	保健課

④ 経済的困難を抱える子どもへの支援の充実

【事業名】	担当
事業内容	
【就学援助事業・特別支援教育就学奨励事業】 経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、学校で必要な経費の一部を支給します。	学校教育課 教育支援課
【生活困窮者自立相談支援事業】 再掲 生活困窮者に対し就労の支援や自立に関する相談を実施します。	福祉課 社会福祉協議会
【恵庭市子どもの生活・学習支援事業】 様々な課題を抱える子どもに対して、学習支援や食事の提供などを行う居場所づくりを進めます。	子ども家庭課
【各種貸付制度の周知】 就学資金や生活資金など母子・父子福祉資金貸付制度に関する情報提供を行います。	子ども家庭課

⑤ 若者自身が身近な相談者なるための取組の推進

【事業名】	担当
事業内容	
【ゲートキーパー養成講座】 再掲	保健課
ゲートキーパー養成講座を開催し、高校、大学や専門学校の生徒・学生に受講を勧奨します。	高等学校 専門学校 大学

⑥ 就労に関する相談窓口の充実

【事業名】	担当
事業内容	
【就労に関する情報提供】 再掲	保健課
就労に関する相談窓口の情報を提供します。	商工労働課
【就職促進事業】 再掲	商工労働課
企業と求職者のマッチングの機会を提供し、就労を支援します。	

⑦ 生活困窮者への支援の充実

【事業名】	担当
事業内容	
【生活保護】 再掲	福祉課
生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し、自立を助長します。	
【被保護者就労支援事業】 再掲	福祉課
生活保護受給者の自立支援を図るため、就労などの自立相談支援を実施します。	
【生活困窮者自立相談支援事業】 再掲	福祉課
生活困窮者に対し就労の支援や自立に関する相談を実施します。	社会福祉協議会

(11) 勤務問題による自殺対策を推進する

恵庭市では働き盛りの男性の自殺者数が最も多くなっています。働き盛りの世代は、心理的、社会的に負担を抱えることが多く、また、過労、失業、病気、親の介護などにより、こころの健康を損なう可能性が高くなります。

こうした市民が安心して生活できるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会的、経済的な視点を含む包括的な取組が必要です。勤務上、経営上の悩みを抱えた人が、適切な相談先、支援先につながるができるよう、相談体制の強化や相談窓口の周知を図るとともに、自殺リスクを生まない職場環境整備を推進します。

① 職場におけるメンタルヘルス対策の推進

【事業名】 事業内容	担当
【出前講座】 再掲 こころの健康に関する健康教育を、市民団体や事業所などの要請に応じて実施します。	保健課
【こころの相談】 就職に関する不安やストレスについて、専門相談員がカウンセリングを実施します。	千歳公共 職業安定所

② 長時間労働の是正

【事業名】 事業内容	担当
【労働問題に関する相談窓口周知】 国や道が設置している相談窓口などの紹介と情報提供を行います。	保健課 商工労働課 商工会議所
【過労死等防止啓発月間の周知】 11月の過労死等防止啓発月間に合わせて、過労死やハラスメントの予防の推進に向けた取組を周知します。	保健課 広報課 商工労働課 商工会議所
【総合労働相談】 労働条件や嫌がらせなどの労働問題に対する相談の実施や、労働紛争解決機関の情報を提供します。	北海道労働局札幌 東労働基準監督署

③ ハラスメント防止策の推進

【事業名】	担当
事業内容	
【労働問題に関する相談窓口周知】 再掲 国や道が設置している相談窓口などの紹介と情報提供を行います。	保健課 商工労働課 商工会議所
【過労死等防止啓発月間の周知】 再掲 11月の過労死等防止啓発月間に合わせて、過労死やハラスメントの予防の推進に向けた取組を周知します。	保健課 広報課 商工労働課 商工会議所
【総合労働相談】 再掲 労働条件や嫌がらせなどの労働問題に対する相談の実施や、労働紛争解決機関の情報を提供します。	北海道労働局札幌 東労働基準監督署

④ 経営者に対する相談事業の実施

【事業名】	担当
事業内容	
【起業家支援事業】 新規起業に関するセミナーや相談会を開催します。	商工労働課
【中小企業等振興融資制度】 中小企業に対し経営安定に向けた融資の斡旋を行います。	商工労働課

5. 評価指標

基本施策に掲げた事業に対して、評価指標を設定します。

基本施策	評価項目	現状値	目標値（2023年）
1	恵庭市自殺対策ネットワーク会議の開催	2018年設置	1回以上開催/年
2	こころの健康づくり講演会の開催	1回/年 (2017年)	1回以上開催/年 参加者アンケートで「理解が深まった」と回答した人数70%以上
	様々な施設を利用したパネル展の実施	4カ所 延41日間 (2017年)	4カ所以上 延50日間以上
3	ゲートキーパー養成講座の開催	未実施 (2017年)	1回以上開催/年
			参加者アンケートで「理解が深まった」と回答した割合70%以上
4	睡眠による休養を十分とれていない者の割合の減少	20~64歳 男性 21.2% 女性 22.3% 65歳以上 男性 5.9% 女性 12.8% (2016年)	減少傾向
	気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じているものの割合の減少	4.7% (2016年)	第2次恵庭市健康づくり計画より 現状維持
5	こころの健康相談実施数	延242件 (2017年)	増加傾向
6	生活保護受給者割合	保護率 14.1‰(千分率) (2017年)	減少傾向
	市内民間企業従業員数	経済センサスー基礎調査 21,530人 (2014年)	増加傾向
7	関係機関の連絡会議の開催	—	1回以上/年
8	関係機関の連絡会議の開催	—	1回以上/年
9	関係機関・団体との協働事業実施回数	—	1回以上/年
10	恵庭市生徒指導協議会の開催回数	10回	現状維持
11	勤務問題に関する相談先の周知	—	1回以上/年

6. 生きる支援関連事業

市及び各関係団体が「生きる支援関連事業」として実施している事業内容について、下記分類別にリスト化し基本施策順に一覧として掲載します。

(1) リストにおける分類について

①基本施策

対応する基本施策を(1)～(11)で示します。

②分野別

ア 経済的問題 イ 家庭問題 ウ 健康問題
エ 職場問題 オ 学校問題 カ 男女問題

③年齢別

ア 青少年 イ 中高年 ウ 高齢者

④段階別

ア 事前予防 イ 危機対応 ウ 事後対応

生きる支援事業一覧

番号	基本施策	担当	事業名	事業概要	分野別	年齢別	段階別
1	(1)	障がい福祉課	恵庭市障がい者地域自立支援協議会	行政、障がい福祉サービス事業所、当事者団体など、障がい者と関連する機関で構成し、地域において障がい者の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステム作りの中核的役割を果たし、関係機関のネットワークづくりを行う。		ア・イ	ア
2	(1)	介護福祉課	地域包括ケアシステムの推進	恵庭に住む高齢者が、認知症や介護が必要な状態になっても、ともに支えあい安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの推進に努め、明るく健やかな地域社会の実現を目指す。		ウ	ア
3	(1)	総務課	男女共同参画審議会	男女共同参画社会を実現するための計画や市主催事業などについて意見を求め、男女共同参画の推進を図る。	カ	ア・イ	ア
4	(1)(10)	学校教育課	学校運営協議会の設置	保護者、地域住民などが学校運営に参画し支援・協力する「学校運営協議会」を各校に順次設置し、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む。	オ	ア	ア
5	(1)	千歳地域保健室	千歳地域自殺予防連絡会議	自殺に係る現状課題、各機関における取り組みの共有などを行い、相互の連携、役割分担による効果的な対策を検討する。		ア・イ・ウ	ア・イ・ウ
6	(1)	千歳地域保健室	精神保健関係機関との連絡会議	退院後地域での支援が必要な事例や対応困難事例などについて、必要時ケアカンファレンスを開催、出席する。	イ・ウ	ア・イ	ア・イ
7	(1)	千歳地域保健室	難病対策地域協議会	神経難病（指定難病）の療養に係る地域の実情・課題を分析し解決に向けた検討を行うと共に地域支援ネットワークを構築する。	イ・ウ	ア・イ・ウ	ア・イ
8	(1)	地域包括支援センター	多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援ネットワーク構築のための地域ケア会議を開催。 ・4包括協働で、関係機関向けにミニ学習会、事業所交流会を実施。 ・民生委員懇談会、地域懇談会の企画・運営。 ・定期的に広報誌を発行・配布、情報誌へ記事掲載。 ・関係機関の各種行事に参加。 	イ	イ・ウ	ア
9	(2)	障がい福祉課	障害者相談員の委嘱	障がい者からの相談を受け付ける相談員を委嘱する。		ア・イ	ア
10	(2)	障がい福祉課	障がい福祉ガイドブックの作成	障がい者に関わる福祉制度などをまとめたガイドブックを作成し、制度の周知を行う。		ア・イ・ウ	ア
11	(2)	保健課	健康カレンダー	保健事業や各種相談窓口の周知を行う。	ウ	ア・イ・ウ	ア・イ
12	(2)	保健課	出前講座	母子保健・成人期・高齢期の健康づくり・こころの健康などについて、14のメニューの出前講座を実施する。	ウ	イ・ウ	ア
13	(2)	保健課	こころの健康づくり普及啓発事業	早期に自分や身近な人の変化や不調に対応できるよう、こころの健康づくり・自殺予防のための知識の普及啓発を行う。	ウ	イ	ア
14	(2)	総務課	男女共同参画情報紙の発行	情報紙「さくらんぼ」を庁内及び各会館、郵便局などに設置する。	カ	ア・イ	ア
15	(2)	総務課	フェイスブックによる情報発信	フェイスブックを活用し、男女共同に係る計画や事業などについて情報発信を行う。	カ	ア・イ	ア
16	(2)	総務課	地域FM放送による情報発信	地域FM放送を活用し、男女共同参画に関する情報発信を行う。	カ	ア・イ	ア
17	(2)	子ども発達支援センター	市町村子ども発達支援センター事業（発達支援推進協議会）	発達障がいについての啓発などを行い、関係部署との連携を図る。	イ・ウ	ア	ア
18	(2)	広報課	広報などによる行政情報の情報発信	広報誌、ホームページ、フェイスブックによる行政に関する情報の掲載・発信と広報メモによるラジオやテレビなどのメディアを使った情報提供を行う。		ア・イ・ウ	ア
19	(2)(4)	保健課	第2次健康づくり計画	市民の健康維持・増進を目的として、第2次健康づくり計画に基づき、事業を実施する。	ウ	ア・イ・ウ	ア
20	(2)	北海道恵庭北高等学校	相談先の周知・啓蒙	掲示物やカードによって、相談先の周知・啓蒙を実施する。	オ	ア	ア・イ
21	(3)	千歳地域保健室	ゲートキーパーの出前講座	心の不調に気付き、見守り、繋げる人材を育成する。また、受講者の心の健康保持に係る啓発・教育を行なう。依頼により対応する。	ウ	ア・イ	ア・イ
22	(4)	福祉課 恵庭市社会福祉協議会	第3期 恵庭市地域福祉計画	本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定し、事業を実施する。	ア・イ・ウ	ア・イ・ウ	ア・ウ
23	(4)	障がい福祉課	えにわ障がい福祉プラン	障がい者施策を推進するための計画を策定し、事業を実施する。	ウ	ア・イ	ア

生きる支援事業一覧

番号	基本施策	担当	事業名	事業概要	分野別	年齢別	段階別
24	(4)(5)	障がい福祉課	恵庭市障がい者総合相談支援センター	障がい者の総合相談を実施するセンターを設置する。(委託)		ア、イ	ア
25	(4)(6)	障がい福祉課 保健課	障害福祉サービスの給付	自立した日常生活又は社会生活が営めるように訓練等給付を提供する。	エ	ア、イ	ア
26	(4)	職員課	職員の研修事業	人材育成基本方針においてメンタルヘルス対策の推進を明記。新規採用職員研修をはじめとする階層別基本研修のカリキュラムにメンタルヘルスを組み込んでいる。職員ひとりひとりが心の健康を維持改善できるよう、基礎知識や対策について理解を深める時間を設けている。	ウ、エ	イ	ア
27	(4)	職員課	職員の健康管理	職員の健康相談・健診後の事後指導・ストレスチェックなどを実施し、職員の心身の健康管理を行う。	エ	イ	ア
28	(4)	学校教育課	教職員研修の実施	夏季休業期間及び冬季休業期間に、ふるさと教育や特別支援教育などについて、教職員向けの研修を実施する。	オ	ア	ア
29	(4)	学校教育課	学校職員のストレスチェックの実施	心理的な負担の程度を把握するための検査を実施するとともに、面接が必要な職員には、学校産業医による面接指導を行う。	エ	イ	ア
30	(4)	子育て支援課 子ども家庭課	えにわっこ☆すこやかプラン	えにわっこ☆すこやかプランに基づき、事業を実施する。	イ	ア、イ	ア
31	(4)(6)	子育て支援課	子育て支援センター	子育て家庭に対する育児不安などについての相談、子育てサークルなどへの支援、地域の子育て情報の提供、乳幼児の子育て家庭間の交流・仲間づくりの場の提供を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。	イ	ア、イ	ア
32	(4)(6)	子ども家庭課	えにわ子育て応援隊	市内の教育・福祉・経済・地域などの関係団体が構成し、恵庭で子どもを生み育てたいという市民を応援し、次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守り、地域全体で子育てを応援する。	イ	ア、イ	ア
33	(4)(6)	子育て支援課	ファミリー・サポート・センター事業	地域の人たちの協力を得ながら、仕事と育児を両立させ、安心して働くことができる環境を整備し育児の相互援助活動を行う。	イ	ア、イ	ア
34	(4)(6)	子育て支援課	子育て支援センター事業 ・えだまめくららぶ ・ヨチハイHOT	・えだまめくららぶ 多胎児家庭の交流、仲間づくりを行っている。 ・ヨチハイHOT 妊婦教室とタイアップし3～5ヵ月児の広場を実施している。	イ	ア、イ	ア
35	(4)(6)	子ども家庭課	障がい児支援に関する事務	・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後デイサービス・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援・障害児相談支援	イ、ウ	ア、イ	ア
36	(4)(6)	子ども家庭課	医療的ケア児の支援	関係機関の協議の場をもち、対応の共有と相談体制の整備などを行う。	イ、ウ	ア、イ	ア
37	(4)	介護福祉課	地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより地域住民の健康医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	ア、イ、ウ	イ、ウ	ア
38	(4)	地域包括支援センター	第1号介護予防支援業務	要支援者・総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的とし介護予防ケアマネジメントを実施。	イ	イ、ウ	ア
39	(4)	地域包括支援センター	包括的・継続的ケアマネジメント業務	・地域の介護支援専門員に対する支援、指導を行う。(個別対応、CMミーティングの企画運営など) ・地域の職能団体への参加、連携	イ	イ、ウ	ア
40	(4)(6)	恵庭市社会福祉協議会	小地域ネットワーク活動	日常生活のお手伝いや見守り活動などと、公的なサービスを連携して、安心して暮らすことができる地域づくりを行います。	イ、ウ	イ、ウ	ア
41	(4)(6)	恵庭市社会福祉協議会	ふれあいサロン事業	高齢者や障がい者を含めた市民が集まり、健康づくりやおしゃべりなどのふれあいの場を運営する団体に対して、活動費の一部を助成します。	イ、ウ	イ、ウ	ア
42	(4)	千歳公共職業安定所	求職者のストレスチェック及びメール相談事業	厚生労働省の委託事業。チェックシートによりストレスチェックを自己採点。ストレス程度に関わらず、専門スタッフがメール相談とフォローアップを実施。	ア	ア、イ	ア
43	(5)(6)	保健課	電話・来所相談	健康づくりや介護予防、予防接種、心の健康づくりなど健康相談を実施する。	ウ	ア、イ、ウ	ア、イ、ウ
44	(5)(6)	保健課	精神保健相談	精神保健福祉に関する不安や悩みなどの軽減や、専門機関への紹介など、電話、来所、訪問により適切な支援を提供する。	ウ	ア、イ、ウ	ア、イ
45	(5)	千歳公共職業安定所	こころの相談	就職に関する不安やストレスについて、専門相談員(精神保健福祉士)がカウンセリングを実施。	ア	ア、イ	ア

生きる支援事業一覧

番号	基本施策	担当機関	事業名	事業概要	分野別	年齢別	段階別
46	(5)	千歳地域保健室	こころの健康に関する相談	精神保健福祉に関する精神科医師相談、保健師の相談を行う。	ウ	ア、イ、ウ	ア、イ
47	(5)	千歳地域保健室	感染症 家庭訪問・健康相談	感染症法第53条の14に基づき、患者及び家族が病気を正しく理解し、適切な療養生活を継続できるように支援する。	イ、ウ	ア、イ、ウ	ア、イ
48	(5)	千歳地域保健室	障害者自立支援対策障害者地域移行体制強化事業 医療観察法地域処遇体制強化事業	心神喪失などの状態で重大な他害行為を行った者について、国の責任による手厚い専門的な医療と、退院後の継続的な医療を確保し円滑な社会復帰を促進する。	ウ	ア、イ	ウ
49	(6)	地域包括支援センター	認知症地域支援・ケア向上事業（認知症地域支援推進員業務）	認知症高齢者やその家族が、安心して地域で暮らし続けられるよう地域における支援体制の構築。 例）認知症者などへの相談支援、認知症初期集中支援チームとの連携など、認知症者に対する支援のための研修会・交流会、認知症カフェ開設支援、認知症サポーター養成講座実施など	イ、ウ	イ、ウ	ア、イ
50	(6)	福祉課	被保護者就労支援事業	生活保護受給者の自立支援策の強化を図るため被保護者に対する就労など自立相談支援を行う。	ア	イ、ウ	ア
51	(6)	福祉課	生活保護	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。	ア	イ、ウ	ア
52	(6)	国保医療課	国民健康保険制度	公的医療保険保険料（税）について、所得に応じた軽減と、災害・生活保護・生活困窮の状況に応じた減免を行う。	ア、ウ	イ、ウ	ア
53	(6)	国保医療課	ひとり親家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭（母子家庭・父子家庭）の児童とその親に対して医療費の一部を助成する。	ア、ウ	ア、イ	ア
54	(6)	障がい福祉課	特別障がい者等手当の支給	重度の障がい者（児）に対し、手当を支給し、福祉の増進を図る。	ア	ア、イ	ア
55	(6)	障がい福祉課	障がい者差別解消推進事業	障がいを理由とする差別の解消を推進するため、恵庭市障がい者差別解消支援地域協議会の設置、新任管理職・新規採用職員・窓口対応職員向け研修会、全市民向け講演会を開催し周知啓発を行っている。		ア、イ	ア
56	(6)	障がい福祉課	障がい者虐待防止センター	障がい者虐待の防止と虐待発生時の対応を行う。	イ	ア、イ	ア、イ
57	(6)	障がい福祉課	手話奉仕員養成事業	手話奉仕員の養成を目的として、厚生労働省手話奉仕員養成カリキュラムを用いた手話講座を開催する。		ア、イ、ウ	ア
58	(6)	障がい福祉課	手話通訳者養成事業	要約筆記奉仕員の養成を目的として、要約筆記講座を開催する。		ア、イ、ウ	ア
59	(6)	介護福祉課	老人クラブ運営助成事業	老人クラブ連合会への活動費の助成など		ウ	ア
60	(6)	介護福祉課	高齢者健康増進事業	後期高齢者の健康増進及び介護予防のために高齢者が利用する健康増進施設の利用料、交通費及びサービスに係る費用の一部を助成する。	ウ	ウ	ア
61	(6)	介護福祉課	恵庭市福祉バス運行事業	老人などが組織する福祉団体に対し、恵庭市福祉バスを運行する		ウ	ア
62	(6)	介護福祉課	地域福祉事業	在宅の寝たきり高齢者などを対象に、自宅を訪問して訪問理美容のサービスを行う。（恵庭市社会福祉協議会に移管して実施。）		ウ	ア
63	(4)(6)	介護福祉課	介護給付に関する事務	居宅サービスなどに関する保険給付事務を行う。	イ	ウ	ア
64	(6)	介護福祉課	介護福祉相談員	在宅の高齢者やその家族に対し、介護などの総合的な相談に応ずるとともに、ニーズにあった保健福祉サービスの連絡調整を行う。	イ	イ、ウ	ア
65	(6)	介護福祉課	家族介護者交流事業	在宅で高齢者を介護している家族などに交流の機会を提供し、介護疲れを癒し元気回復をもらい、介護力の持続を図る。	イ	イ、ウ	ア
66	(6)	介護福祉課	介護教室	介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識、技能を修得させるための教室を開催する。	イ	イ、ウ	ア

生きる支援事業一覧

番号	基本施策	担当	事業名	事業概要	分野別	年齢別	段階別
67	(6)	介護福祉課	老人福祉施設 入所措置事業	65歳以上で経済的理由などにより自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを行う。	ア	ウ	ア
68	(6)	介護福祉課	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	イ	ア・イ・ウ	ア
69	(6)	介護福祉課	恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業	地域の実情に応じ、住民などの多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進する。	イ	イ・ウ	ア
70	(6)	介護福祉課	高齢者虐待防止ネットワーク会議	地域包括支援センター、民生委員などの関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。	ア・イ・ウ	イ・ウ	イ
71	(6)	介護福祉課	高齢者健康増進事業	後期高齢者の健康増進及び介護予防のために高齢者が利用する健康増進施設の利用料、交通費及びサービスに係る費用の一部を助成する。	ウ	ウ	ア
72	(6)	介護福祉課	地域福祉事業	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システムにより高齢者の安全の確保を行う。(恵庭市社会福祉協議会に移管して実施。)		ウ	ア
73	(6)	保健課	精神障害者地域活動支援センター等通所交通費助成制度	在宅の精神障がい者が社会復帰施設などへの通所に要する交通費の一部を助成する。	ア・エ	ア・イ	ア
74	(6)	福祉課	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会	民生委員児童委員による地域の相談・支援などの実施する。	ア・イ・ウ	ア・イ・ウ	ア・ウ
75	(6)	保健課	地域支えあい地域づくり事業	住民主体で開催しているいきいき百歳体操、かみかみ百歳体操サロンに出向いて、介護予防に関する健康講話を実施する。	ウ	ウ	ア
76	(6)	保健課	いきいき百歳体操サポーター養成講座	筋力アップのための「いきいき百歳体操」についての講座を開催し、地域の実践者となるサポーターを養成する。	ウ	イ・ウ	ア
77	(6)	保健課	歯科医師による健口教室	市内の歯科医師によるお口の健康に関する講話を老人クラブやサロンで実施する。	ウ	ウ	ア
78	(6)	保健課	健康講話と入浴	健康づくりや外出のきっかけ作りとして、入浴施設を会場に健康講話や運動を行う。	ウ	ウ	ア
79	(6)	保健課	夜間・休日診療所	夜間・休日診療所の運営	ウ	ア・イ・ウ	ア・イ
80	(6)	保健課	健診結果説明会	健診結果について集団による保健指導を実施する。	ウ	イ・ウ	ア
81	(6)	保健課	発症・重症化予防	特定健診の結果、生活習慣病の発症・重症化予防の必要な市民を対象に保健指導を実施する。	ウ	イ・ウ	ア
82	(6)	保健課	健康づくり相談日	健診結果や介護予防の相談を実施する。	ウ	イ・ウ	ア
83	(6)	保健課	がん検診事後相談	がん検診受診後精密検査が必要となった市民に対し、受診の勧奨や受診における不安などに相談支援を行う。	ウ	イ・ウ	ア
84	(6)	保健課	健康づくり講演会/がん検診セミナー	生活習慣病やがんなど健康に関する講演会を開催する。	ウ	イ・ウ	ア
85	(6)	保健課	高齢者訪問等相談事業	70歳になる市民に対して家庭訪問などを実施し、健康や介護予防に関するアドバイスを行う。	ウ	イ・ウ	ア
86	(6)	保健課	ミニ健康度チェック	高齢者のフレイル予防を目的とし、運動・口腔・栄養についてのチェックと健康教室を開催する。	ウ	ウ	ア
87	(6)	保健課	母子健康手帳交付妊婦健康診査支援事業	妊娠期から切れ目ない相談支援を行い、定期的な妊婦健康診査の受診を支援する。	イ・ウ	ア・イ	ア
88	(6)	保健課	乳児家庭全戸訪問事業	全ての乳児家庭を訪問し、乳児及び産婦へEPDSを含め支援を行う。	イ・ウ	ア・イ	ア
89	(6)	保健課	養育支援訪問	養育に関し支援の必要な家庭への訪問指導を行う。	イ・ウ	ア・イ	ア
90	(6)	保健課	乳幼児健康診査	3～4か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施する。	イ・ウ	ア・イ	ア
91	(6)	保健課	マザーアンドチャイルドグループ	育児ストレスを抱える母に対するグループミーティングを行い、育児に関する不安や悩みに対する支援を行う。	イ・ウ	ア・イ	ア

生きる支援事業一覧

番号	基本施策	担当	事業名	事業概要	分野別	年齢別	段階別
92	(6)	保健課	妊婦相談	母子手帳交付時に全妊婦に対し、問診票に基づき相談支援を実施する。	イ、ウ	ア、イ	ア
93	(6)	保健課	育児教室	離乳食や歯の手入れなどに関する指導を行う。	イ、ウ	ア、イ	ア
94	(6)	保健課	プレママ相談日	妊娠、出産、育児などに関する相談支援を行う。	イ、ウ	ア、イ	ア
95	(6)	保健課	歯科健診、歯科保健指導	1歳6か月児健診及び3歳児健診時の歯科健診および保健指導と2歳児歯科健診を行う。	イ、ウ	ア、イ	ア
96	(6)	保健課	フッ素塗布	乳幼児に対するフッ素塗布を行う。	イ、ウ	ア、イ	ア
97	(6)	保健課	子育て世代包括支援センター事業	母子保健コーディネーターや保健師が、妊娠期から子育て期の不安や悩み事の相談を受け、支援プランを作成し妊娠・出産・子育てをサポートします。	イ、ウ	ア、イ	ア
98	(6)	総務課 子ども家庭課	女性のための相談窓口パンフレットの配置	各施設及び各事業へのパンフレットの配置 ●困ったときの相談窓口 ●テートDV	イ、カ	ア、イ、ウ	ア
99	(6)	総務課 子ども家庭課	男女共同参画啓発ポケットティッシュの配布	男女共同参画啓発のポケットティッシュを作成し、各種事業において配布する。	イ、カ	ア、イ、ウ	ア
100	(6)	総務課	男女共同参画週間パネル展	男女共同参画週間に合わせパネル展を実施する。	カ	ア、イ	ア
101	(6)	総務課	女性に対する暴力をなくす運動パネル展	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせパネル展を実施する。	カ	ア、イ	ア、イ
102	(6)	総務課	男女共同参画フォーラム	男女共同参画の視点から様々な分野で活動している団体、一般市民が集い貴重な学習の機会となるようフォーラムを実施する。	カ	ア、イ	ア
103	(6)	生活安全課	無料法律相談事業	民事トラブルを抱える市民が弁護士などの専門家からアドバイスを受け法的な解決を目指す行政支援を実施する。	ア、イ	イ、ウ	ア、イ
104	(6)	生活安全課	人権啓発事業	人権思想を広め地域の中で人権が侵害されないように配慮し、人権を擁護するための相談・教育・啓発を実施する。	イ、エ	イ、ウ	ア、イ
105	(6)	生活安全課	消費者対策事業	消費生活における市民の相談に応じるため「消費生活相談窓口」を消費者団体への委託事業として設置し、情報提供、普及啓発、相談業務により未然防止対策を実施する。	ア	イ、ウ	ア、イ
106	(6)	子ども家庭課	子ども家庭総合支援拠点	子ども家庭支援、要支援児童・要保護児童などへの支援業務、要保護児童ネットワーク協議会など関係機関との連絡調整を図る	イ	ア、イ	ア、イ
107	(6)	子ども家庭課	児童扶養手当の支給	児童扶養手当の支給	ア	ア、イ	ア
108	(6)	子ども家庭課	児童手当支給の支給	児童手当の支給	ア	ア、イ	ア
109	(6)	子ども家庭課	母子生活支援施設措置	配偶者のいない女性又はこれに準ずる事情にある女性と、その看護すべき児童の母子生活支援施設への入所を実施し、入所施設の実施運営費を扶助することで、自立の促進のためにその生活を支援する。	ア、イ	ア、イ	ア、イ
110	(6)	子ども家庭課	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭などの相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び助言、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行い、生活の安定、児童の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を2名配置する。	ア、イ	ア、イ	ア、イ
111	(6)	子ども家庭課	ひとり親家庭等家庭生活支援員派遣事業	就業などの自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境などの激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣し、ひとり親家庭などの生活の安定を図る。	ア、イ	ア、イ	ア、イ
112	(6)(10)	子ども家庭課	子どもの生活・学習支援事業	様々な困難や課題を抱える子どもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して暮らすことができるよう、基本的な生活習慣の習得や学習支援、食事の提供などを行う地域の居場所づくりを進め、子どもの生活向上を図る。	ア、イ	ア	ア

生きる支援事業一覧

番号	基本施策	担当	事業名	事業概要	分野別	年齢別	段階別
113	(6)	子ども家庭課	DVなどの相談窓口	配偶者などからの暴力の相談及び保護施設などの情報提供を行う	イ.カ	ア.イ	ア.イ
114	(6)	子ども家庭課	家庭児童相談員の設置	家庭児童相談員による、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う。	イ	ア.イ	ア.イ
115	(6)	子ども家庭課・総務課	DVなどの普及啓発	DVリーフレットなどの配布 DVの内容や相談機関について掲載したリーフレット（北海道や関係団体作成）などを公共施設などに配布する。	カ	ア.イ	ア.イ
116	(6)	子ども発達支援センター	市町村子ども発達支援センター事業（基本相談）	発達障がいのある方及びご家族からの相談対応を行い、必要に応じて関係部署と連携を図る。	イ.ウ	ア.イ	ア
117	(6)	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会	民生委員による心配事相談（恵庭市社会福祉協議会の取り組み）	福祉会館・島松市民センター・恵み野会館などを会場にご近所とのトラブルや家庭内の身近な悩み事の相談を受け付ける。	イ	イ.ウ	ア
118	(6)	千歳警察署生活安全課	行方不明者（自殺企図）受理時の発見活動	行方不明事案のうち、自殺のおそれの高い行方不明者を迅速に発見するため各関係機関と連携し、各種発見活動を実施する。		ア.イ.ウ	イ.ウ
119	(6)	千歳公共職業安定所	求職者支援制度	雇用保険を受給できない求職者が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために支援する制度。支給要件を満たした場合に職業訓練受講給付金（月10万円+通話手当+寄宿手当）を支給する。	ア	ア.イ	ア
120	(6)	恵庭市障がい者総合相談支援センター	相談支援事業	・一般相談支援 ・電話による休日及び夜間の障がい者相談を行う。 ・障がい者の住居入居支援を行う。 ・障がい者の就労相談・就労支援を行う。	ア.イ.ウ	ア.イ	ア
121	(6)	千歳地域保健室	ひきこもり家族交流会	ひきこもりの家族を持つ家族の交流会を年4回開催する。	イ	ア.イ.ウ	ア.イ
122	(6)	千歳地域保健室	高次脳機能障害者家族交流会	高次脳機能障がい者の家族を持つ家族の交流会を年1回開催する。	イ.ウ	ア.イ.ウ	ア.イ
123	(6)	千歳地域保健室	在宅療養支援計画策定・評価事業	難病患者及び家族のQOLの維持向上を図る。	イ.ウ	ア.イ.ウ	ア
124	(6)	千歳地域保健室	認知症対策総合支援事業	急速な高齢化や社会環境の変化に伴う徘徊高齢者などの行方不明や輪禍に対応し、関係機関が連携して徘徊高齢者などを早期に発見、事後の適切な措置を行い、家族の不安解消と再発防止に努める。	イ	ウ	ア.イ
125	(6)	千歳地域保健室	女性健康サポートセンター事業	妊娠出産などをはじめとした女性特有の身体的特徴から生じる様々な健康についての相談対応をする。	イ	ア.イ	ア
126	(6)	千歳地域保健室	子どもの安全・安心ネットワーク推進事業	児童虐待の未然防止体制を一層強化するため、虐待予防ケアマネージメントシステムなどで早期把握した養育困難家庭などに対し、関係者間の緊密な連携のもと、より有効に支援できるよう、要保護児童 対策地域協議会を中心とした見守り機能の強化に向けたネットワークづくりを推進する。	イ	ア.イ	ア.イ
127	(6)	千歳地域保健室	思春期保健対策	思春期保健に関わる者が、望まない妊娠を防ぐことや適期出産についてなど健康、妊娠、出産などに関する対策を検討することで、技術向上と連携強化を図り、思春期保健の支援体制整備を図る。	イ	ア	ア
128	(6)	千歳地域保健室	長期療養児療育指導事業	長期にわたり療養を必要とする児の療育支援を行い、在宅療養生活を支援する。	イ.ウ	ア.イ.ウ	ア
129	(6)	地域包括支援センター	総合相談支援業務	・地域の高齢者などに関する様々な相談に対し、適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度（介護保険など）の利用につなげるなどの支援を行う。 （初期段階の相談対応、継続的・専門的な相談支援、実態把握） ・地域の活動（老人クラブやサロン）へ出向き出前講座を実施、地域の情報を収集する。 ・地域の社会資源の把握、地域診断などの実施。	イ.ウ	イ.ウ	ア.イ

生きる支援事業一覧

番号	基本施策	担当機関	事業名	事業概要	分野別	年齢別	段階別
130	(6)	地域包括支援センター	権利擁護業務	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待の対応。(地域の高齢者虐待通報窓口、対応機関として行政と連携・協働、虐待防止に向けた普及啓発活動) ・支援拒否事例、困難事例への対応、地域ケア会議の活用。 ・消費者被害の防止啓発。(関連機関との連携・協働) ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用、促進。(成年後見センターと連携) 	イ	イ・ウ	アイ
131	(6)	地域包括支援センター	家族介護者交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅で高齢者を介護している家族などを対象に、家族介護継続支援事業(家族介護者交流会)を企画、運営。 ・市の介護教室開催における協働。 	イ	イ・ウ	ア
132	(6)	地域包括支援センター	生活支援コーディネート業務(第2層生活支援コーディネーター業務)	<p>高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築する。</p> <p>例) 地域の高齢者のニーズや地域資源の把握、問題提起、資源開発、担い手の養成、ニーズとサービスのマッチングなど</p>	イ	イ・ウ	ア
133	(6)	恵庭市社会福祉協議会	生活資金貸付事業	一時的に生活が困難になった方へ、生活費の貸付(上限30,000円/無利子)を実施	ア	イ・ウ	ア
134	(6)	恵庭市社会福祉協議会	生活困窮者自立相談支援事業	就労の支援その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う	ア・ウ	アイ・ウ	ア
135	(6)	恵庭市社会福祉協議会	生活困窮者住居確保給付金	生活困窮者のうち離職又はこれに準するものの就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められるものに対し支給する給付金(給付決定支出は福祉課)	ア	アイ・ウ	ア
136	(6)	恵庭市社会福祉協議会	ボランティアセンター	ボランティア希望者の登録と手助けを希望する人の相談を受け、両者の両性を行います。	ウ	イ・ウ	ア
137	(7)	消防課		救急救命士の養成 救急救命士の国家資格有する者に対し、救急救命士として運用を開始するために就業前教育(医療機関及び消防機関における教育)を実施する。	ウ	アイ・ウ	イ
138	(7)	消防課	救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進事業	救急資格者の養成 救急業務に従事する救急隊を編成するため、職員に総務省令で定める課程を受講させ救急資格者として養成する。	ウ	アイ・ウ	イ
139	(7)	警防課		救急救命士の救急業務高度化教育 救急救命士の知識・技術の向上、救急救命処置範囲の拡大に伴い各種講習や病院実習へ派遣し教育を受ける。	ウ	アイ・ウ	イ
140	(7)	千歳警察署	自殺企図者取扱時の保健所通報	警察活動により自殺企図者を取り扱った際には、同人のその後の自殺を防ぐため「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条および47条」に基づき、保健所に対する通報を実施する。		アイ・ウ	イ・ウ
141	(9)	保健課	精神障がい者家族会	精神障がい者家族会(かしわ会)へ参加し、情報提供を行う。	イ	イ・ウ	ア
142	(10)	学校教育課	就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒に対し、給食費・学用品費など、学校で必要な経費を一部援助する。	オ	ア	ア
143	(10)	教育支援課	特別支援教育就学奨励事業	経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒に対し、給食費・学用品費など、学校で必要な経費を一部援助する。	オ	ア	ア
144	(10)	学校教育課	高等学校等入学準備金事業	経済的困難のある学生に返済不要(給付型)の資金を支給する。対象:高校など入学予定者	オ	ア	ア
145	(10)	学校教育課	恵庭市大学奨学金事業	経済的困難のある学生に返済不要(給付型)の資金を支給する。対象:向学心があり成績優秀な大学進学者	オ	ア	ア
146	(10)	教育支援課	恵庭市生徒指導協議会	恵庭市における児童・生徒の実態を把握し、非行防止および健全育成について、連絡・協議や指導のあり方の研修を行い、学校間・関係機関との密接な連携のもとに活動を促進する。	オ	ア	ア
147	(10)	教育支援課	いじめ問題実態調査の実施と活用	いじめ防止基本方針に基づき、いじめに関する実態を調査し、いじめ根絶に向けた効果的な取組を推進する。	オ	ア	ア
148	(10)	教育支援課 小中学校	なかよしさわやかDAY全市交流会	各学校の児童会・生徒会代表などが集い、いじめ問題について情報交換や意見交換を行い、いじめ根絶に向けた取組の充実を図る。	オ	ア	ア
149	(10)	教育支援課 小中学校	スクールソーシャルワーカー活用	SSWの体制を強化し、いじめや不登校など、児童生徒の指導上の課題に対して、学校や関係機関と連携し、早期解決を図る	オ	ア	ア

生きる支援事業一覧

番号	基本施策	担当機関	事業名	事業概要	分野別	年齢別	段階別
150	(10)	教育支援課	適応指導教室の推進	不登校の児童生徒に対して、個々の状況に応じた学習指導や教育相談を行い、基本的な生活習慣や社会で生活していくうえでの力を身につけ、一日でも早く学校復帰できるよう支援する。	オ	ア	ア
151	(10)	教育支援課	スクールカウンセラー活用	児童生徒の臨床心理に関する専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを配置し、不登校・ひきこもりなどに関する教育相談体制の充実や教職員などの資質向上を図る。	オ	ア	ア
152	(10)	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会	小中学生の見守り活動（柏地区と恵み野地区民協の取り組み）	担当地区の小中学校へ出向き、先生から学校が抱えている悩みや実情を聞いたうえで、不登校の子どもなど、地域で見守り活動を行う。	オ	ア	ア
153	(10)	ハイテクノロジー専門学校 ・北海道文教大学	学生相談室	学園生活を送るにあたっての様々な悩みの相談にあたる（予約制）。相談内容は、健康、勉強、進路、家族問題、人間関係など制限はない。学科教員を通しての相談、教員同席の相談なども可。	オ	ア	ア
154	(10)	ハイテクノロジー専門学校 ・北海道文教大学	学生サービスセンター	学費の納入方法（分納など）の相談、奨学金などの斡旋を行う。	オ	ア	ア
155	(10)	ハイテクノロジー専門学校 ・北海道文教大学	キャリアセンター	就職後、定期的な離職調査を行い、離職原因の把握、就職時のミスマッチ防止など、学生指導に反映させている。	オ	ア	ア
156	(10)	市内小中学校	みんなでいじめの問題を考える日	・各学校において、児童会・生徒会・各委員会などで工夫を凝らした独自の集会を企画し、実施する。 ・集会では、いじめ防止宣言文を採択し、それを校内や教室に掲示するなど、児童生徒の意識の高揚を図る。	オ	ア	ア
157	(11)	商工労働課	就職促進事業	市内企業と求職者のマッチング機会を提供し、就労を支援する事業	ア	ア、イ	ア
158	(11)	商工労働課	相談員による相談会の開催	中小企業診断士の資格を有する相談員による起業を始めとした相談会の実施	ア	ア、イ	ア
159	(11)	商工労働課	中小企業等振興融資制度	低利の融資斡旋や信用保証制度の利用により、中小企業の経営安定に向けて支援を行う。	ア	ア、イ	ア
160	(11)	恵庭工業クラブ	会員交流等親睦事業	会員企業同士の親睦を目的としたゴルフ大会、工場見学会、新年恒例会、ボウリング大会などの実施	エ	ア、イ	ア
161	(11)	北海道労働局 札幌東労働基準監督署	総合労働相談コーナー	労働条件やいじめ・嫌がらせなどの労働問題に対する相談や労働紛争解決機関の情報の提供など	エ	ア、イ	ア、イ

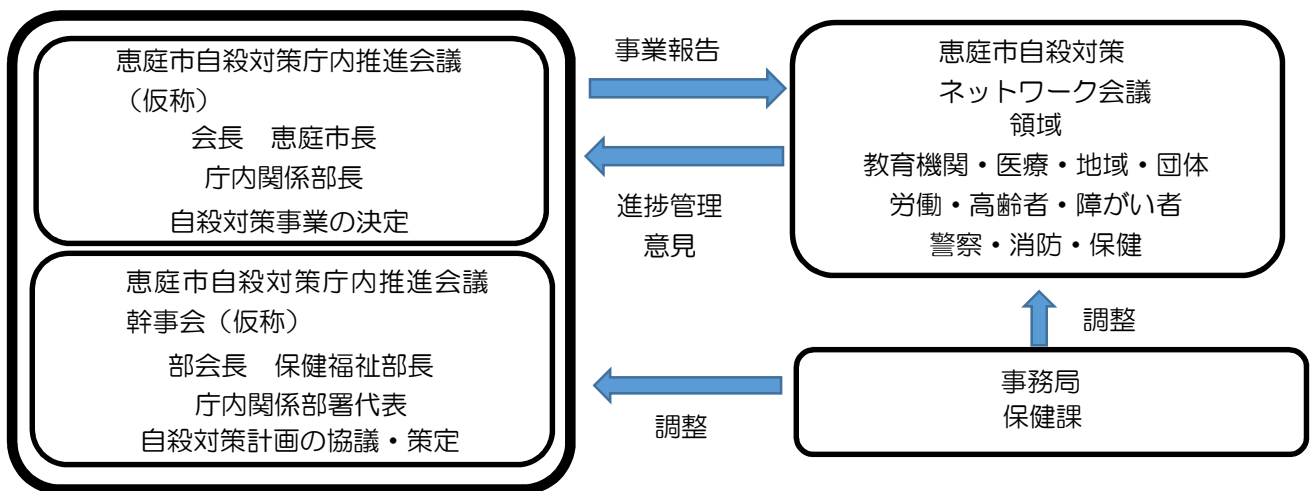
第4章 計画の推進体制

1. 推進体制

恵庭市では、市内での自殺対策推進体制として、市長を会長とする「恵庭市自殺対策庁内推進会議（仮称）」、また、関係部署代表で構成する「恵庭市自殺対策庁内推進会議幹事会（仮称）」をあわせて設置し、計画の進行管理とともに、関係部署などの情報共有や関連施策推進に関する協議を行います。

自殺対策は、市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政などがそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組むことが必要であるため、庁外の関係機関で構成する「恵庭市自殺対策ネットワーク会議」において連携を強化し、自殺対策を総合的・効果的に推進できる体制を整えます。

図1



（1）恵庭市自殺対策庁内推進会議（仮称）

市長が会長を務める意思決定機関です。保健福祉部や総務部など自殺対策に関連の深い各部の部長により構成されています。推進会議では、市として取り組むべき自殺対策事業の選定および事業の推進に関する協議、決定を行います。

（2）恵庭市自殺対策庁内推進会議幹事会（仮称）

自殺対策に特に関連の深い庁内部署の代表により構成されています。庁内推進会議（仮称）における決定事項を共有し、自殺対策計画の進捗状況の確認・評価を行うとともに、必要に応じて取組の見直しを行います。

（3）恵庭市自殺対策ネットワーク会議

庁外の関係機関や専門家による委員で構成され、自殺対策事業の進捗状況や自殺対策計画の内容に対して、意見を頂きます。

2. 進行管理

本計画における基本施策および生きる支援関連事業については、恵庭市自殺対策ネットワーク会議の意見を取り入れながら「恵庭市自殺対策庁内推進会議（仮称）を中心として年度単位の進捗状況および評価を実施し、必要に応じて取組みの見直しをするなど目標の達成に向けた自殺対策の着実な推進を図ります。

資料編

資料1. 自殺対策基本法	46
資料2. 自殺総合対策大綱（概要）	52
資料3. 北海道自殺対策行動計画（概要）	53
資料4. 国・道・恵庭市の計画の概要の比較	54
資料5. 恵庭市自殺対策ネットワーク会議 設置要綱	55
資料6. 恵庭市自殺対策ネットワーク会議 委員名簿	57
資料7. 恵庭市自殺対策計画策定庁内作業部会 設置要綱	58
資料8. 計画策定の経過	60

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条）
- 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条—第二十二条）
- 第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、国及び地方公共団体を実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設ける。

2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚

部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（名誉及び生活の平穩への配慮）

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

（法制上の措置等）

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

（自殺総合対策大綱）

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

第三章 基本的施策

(調査研究等の推進及び体制の整備)

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等)

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階に

おける当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(自殺発生回避のための体制の整備等)

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

(自殺未遂者等の支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(自殺者の親族等の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動の支援)

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 自殺総合対策会議等

(設置及び所掌事務)

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。
- 二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

(会議の組織等)

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国务大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総

理大臣が指定する者をもって充てる。

- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(必要な組織の整備)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下させる**

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**（平成27年18.5 ⇒ 13.0以下）

(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

- **自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策** ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み(例：よりそいホットラインや心の健康相談統一ダイヤルの認知度)

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

<p>1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成 ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成 ・地域自殺対策推進センターへの支援 ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進 	<p>2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施 ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施(SOSの出し方に関する教育の推進) ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及 ・うつ病等についての普及啓発の推進 	<p>3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用(革新的自殺研究推進プログラム) ・先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供 ・子ども・若者の自殺調査 ・死因究明制度との連動 ・オンライン施設の形成等により自殺対策の関連情報を安全に集積・整理・分析 	<p>4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進 ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成 ・かかりつけ医の資質向上 ・教職員に対する普及啓発 ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上 ・ゲートキーパーの養成 ・家族や知人等を含めた支援者への支援 	<p>5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・地域における心の健康づくり推進体制の整備 ・学校における心の健康づくり推進体制の整備 ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進 	<p>6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置 ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策
<p>7. 社会全体の自殺リスクを低下させる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT（インターネットやSNS等）の活用 ・ひきこもり児童虐待、性被害・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭、性的マイノリティに対する支援の充実 ・妊産婦への支援の充実 ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化 ・関係機関等の連携に必要な情報共有の周知 ・自殺対策に資する居場所づくりの推進 	<p>8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備 ・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化 ・居場所づくりとの連動による支援 ・家族等の身近な支援者に対する支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 	<p>9. 遺された人への支援を充実する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族の自助グループ等の運営支援 ・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上 ・遺児等への支援 	<p>10. 民間団体との連携を強化する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体の人材育成に対する支援 ・地域における連携体制の確立 ・民間団体の相談事業に対する支援 ・民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援 	<p>11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを苦にした子どもの自殺の予防 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の推進 ・子どもへの支援の充実 ・若者への支援の充実 ・若者の特性に応じた支援の充実 ・知人等への支援 	<p>12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長時間労働の是正 ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ハラスメント防止対策

1 計画の趣旨等

計画策定の趣旨	○ 本道の自殺者数は近年減少傾向にあるが、依然として年間 900 人余りの方が自ら命を絶っている。 ○ 平成 29 年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「いのち支える自殺対策」という理念を前面に打ち出して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指した施策を具体的に推進するため策定
計画の位置づけ	○ 自殺対策基本法第13条（都道府県自殺対策計画等）に基づき策定 ○ 「北海道総合計画」の特定分野別計画であり、「北海道医療計画」の「行動計画」として策定
北海道における自殺の現状	○ 自殺者数は減少傾向にあるが、自殺死亡率は全国を上回る。男性 7 割・女性 3 割の状況が続いている。 ○ 20 代、30 代、50 代及び 80 代以上で全体の5割以上を占める。50 代が最も高い割合だが近年減少傾向 ○ 20～39 歳の各年代において自殺が死因の第1位 ○ 地域により自殺死亡率に開きが見られ、最も高い二次医療圏は、最も低い医療圏と比べ 1.7 倍
自殺対策の基本認識	○ 自殺はその多くが追い込まれた末の死 ○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている ○ 全国的なPDCAサイクルを通じた対策の推進
自殺対策の基本方針	○ 生きることの包括的な支援として推進する ○ 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む ○ 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる ○ 実践と啓発を両輪として推進する ○ 役割の明確化と連携・協力の推進
計画の期間	○ 平成30年度から平成34年度までの5年間
計画策定のポイント	○ 地域の特性に応じた効果的かつ総合的な取組の推進 ○ 地域間の取組格差を是正するための対策を推進 ○ 若年者による自殺及び勤務問題による自殺対策の最重点化 ○ 数値目標の設定

2 当面の重点施策

(1) 道民一人ひとりの気づきと見守りを促す	①自殺予防週間と自殺対策強化月間の啓発事業等の実施、②児童生徒に対する自殺予防に向けた教育の実施 ③うつ病等についての普及啓発の推進
(2) 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	①様々な分野でのゲートキーパーの養成、②かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上 ③大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進、④教職員に対する普及啓発等の実施、 ⑤地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上、⑥民生委員・児童委員や介護関係者等への研修の実施、 ⑦社会的要因に関連する相談員の資質の向上、⑧自殺対策従事者等の資質向上及び心のケア、⑨家族や知人等を含めた支援者への支援
(3) 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	①職場におけるメンタルヘルス対策の促進、②地域における心の健康づくり推進体制の整備 ③学校における心の健康づくり推進体制の整備、④大規模災害における被災者の心のケアの推進
(4) 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	①かかりつけの医師等の資質の向上と精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性の向上、②うつ病スクリーニングの実施、 ③うつ病以外の精神疾患によるハイリスク者対策の推進、④がん患者等に対する支援
(5) 社会全体の自殺リスクを低下させる	①地域における相談体制の充実と相談窓口情報等の発信 ②多重債務に関する相談体制の整備と普及啓発及びセーフティネット融資の充実、③失業者等に対する相談窓口の充実等 ④経営者に対する相談事業の実施等、⑤法的問題解決のための情報提供の充実、⑥危険な場所、薬品等の規制等 ⑦妊産婦への支援の充実、⑧報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知
(6) 地域の支援体制を整備し、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	①地域の自殺未遂者等支援の拠点機能を担う医療機関の整備、②医療機関等における診療体制の充実、 ③医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化、④自殺未遂者やその家族等に対する支援
(7) 遺された人への支援を充実する	①自殺者の遺族のための自助グループの運営支援、②遺族支援のための関係者研修等の実施、③学校、職場での事後対応の促進
(8) 民間団体との連携を強化する	①地域における連携体制の確立、②民間団体の相談事業に対する支援、③民間団体の活動の把握と連携
(9) 地域の特性に応じた対策を推進する	①地域の実態把握と情報提供体制の充実、②市町村に対する自殺対策計画の策定や実践的な取組への支援、 ③二次医療圏ごとに重点施策を定めて対策を推進、④地域ごとの取組の格差を是正するための対策の推進
(10) 子ども・若者の自殺対策を推進する	①いじめを苦にした子どもの自殺の予防、②学生・生徒等への支援の充実、③SOSの出し方に関する教育の推進 ④子どもへの支援の充実、⑤若者への支援の充実
(11) 勤務問題による自殺対策を推進する	①長時間労働の是正、②ハラスメント防止対策

3 数値目標

	平成19年	平成28年	平成39年【目標値】
自殺死亡率(人口10万対)	26.3	17.5	12.1以下
自殺者数(人)	1,462	930	600以下
(参考指標) 自損行為による救急出動数(件)	4,358	2,804	1,950以下

(厚生労働省人口動態調査、消防白書)

4 計画の推進

連携体制	○ 関係機関・団体からなる「北海道自殺対策連絡会議」における道全体の施策の総合的な展開に向けた協議 ○ 各保健所に設置した「自殺対策地域連絡会議」の開催による地域レベルでの連携体制の確保 ○ 自殺対策関係部局による「自殺対策庁内連絡会議」の開催による施策・事業の展開に向けた協議
推進体制	○ 「北海道自殺対策連絡会議」において自殺の動向を報告するとともに、PDCAサイクルに基づく、自殺対策の検証・評価及び次年度以降の取組への反映を図る。

資料4 国・道・恵庭市の計画の概要の比較

	国「自殺総合対策大綱」	北海道「北海道自殺対策行動計画」	恵庭市「恵庭市自殺対策計画」
第1 自殺総合対策の基本理念	「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」	「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指した施策を具体的に推進	「誰もが健康で安全安心に暮らし、誰も自殺に追い込まれることのないまちづくりを目指す」
第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識	<ul style="list-style-type: none"> ●自殺は、その多くが追い込まれた末の死である ●年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている ●地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する 	<ul style="list-style-type: none"> ●北海道の自殺者数は減少傾向も自殺死亡率は全国を上回る。 ●20～39歳の各年代において自殺が死因の第1位 ●地域により死亡率に開きが見られる 	<ul style="list-style-type: none"> ●40～50歳代、男性の自殺者数が多い ●自殺者には、労働者、無職者・失業者、生活困窮者の割合が多い ●自殺者数の推移は、H25年度をピークに減少傾向にある
第3 自殺総合対策の基本方針	1. 生きることの包括的な支援として推進する	1. 生きることの包括的な支援として推進する	1. 生きることの包括的な支援として推進する
	2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む	2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
	3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる	3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
	4. 実践と啓発を両輪として推進する	4. 実践と啓発を両輪として推進する	4. 実践と啓発を両輪として推進する
	5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する		5. 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働する
第4 自殺総合対策における当面の重点施策	1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する	1 道民一人ひとりの気づきと見守りを促す	1. 地域における自殺対策の取組体制を強化する
	2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す	2. 地域の特性に応じた対策を推進する	2. 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す
	3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する		
	4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	3. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る	3. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
	5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	4. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する	4. こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する
	6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	5. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする	5. 適切な精神保健医療福祉サービスの利用を支援する
	7. 社会全体の自殺リスクを低下させる	6. 社会全体の自殺リスクを低下させる	6. 社会全体の自殺リスクを低下させる
	8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	7. 地域の支援体制を整備し、自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	7. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防止する
	9. 遺された人への支援を充実する	8. 遺された人への支援を充実する	8. 遺された人への支援を強化する
	10. 民間団体との連携を強化する	9. 民間団体との連携を強化する	9. 民間団体との連携を強化する
	11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する	10. 子ども・若者の自殺対策を推進する	10. 子ども・若者の自殺対策を推進する
	12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する	11 勤務問題による自殺対策を推進する	11. 勤務問題による自殺対策を推進する

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、恵庭市における自殺対策についての計画の策定及び総合的な自殺対策の推進を図るため、恵庭市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 恵庭市の自殺対策についての計画の策定に関し、意見を述べること。
- (2) 自殺対策の推進及び評価に関すること。
- (3) その他自殺対策の推進のために市長が必要と認めること。

(組織及び任期)

第3条 ネットワーク会議は、20名以内の委員をもって組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる団体のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前項の規定にかかわらず、任期中に委員が交代するとき補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 ネットワーク会議に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、ネットワーク会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、ネットワーク会議を招集し、議長を務める。

- 2 ネットワーク会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 ネットワーク会議の庶務は、保健福祉部保健課において処理する。

(報酬等)

第7条 委員には、報酬、旅費等を支給しないものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から実施する。

別表（第3条関係）

領 域	団 体 名
教育機関	恵庭市教頭会
	北海道恵庭南高等学校
	北海道恵庭北高等学校
	学校法人鶴岡学園 北海道文教大学 産業技術学園 北海道ハイテクノロジー専門学校
医 療	恵庭市医師会
	医療法人盟侑会 島松病院
	特定医療法人修道会 本田記念病院
地域・団体	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会
	恵庭市社会福祉協議会
労 働	恵庭商工会議所
	千歳公共職業安定所
	恵庭工業クラブ
高齢者	恵庭市地域包括支援センター
障がい者	恵庭市障がい者総合相談支援センター
警察	札幌方面千歳警察署
消防	恵庭市消防署
保健	北海道石狩振興局保健環境部千歳地域保健室

資料6 恵庭市自殺対策ネットワーク会議 委員名簿

任期 平成30年7月1日～平成32年6月30日

領域	団体名	役職	委員氏名
教育機関	恵庭市教頭会	副会長	水崎 理
	北海道恵庭南高等学校	養護教諭	加賀 陽子
	北海道恵庭北高等学校	教頭	村田 一平
	学校法人鶴岡学園 北海道文教大学	保健管理センター長	池田 官司
	産業技術学園 北海道ハイテクノロジー専門学校	教務部長	蔵崎 美佳
医療	恵庭市医師会	理事	小野澤 淳
	医療法人盟侑会 島松病院	医療相談課長	刈野 貴史
	特定医療法人修道会 本田記念病院	医療相談室長	益田 哲彦
地域・ 団体	恵庭市民生委員児童委員連絡協議会	会長	西根 輝雄
	恵庭市社会福祉協議会	事業推進課長	長政 亨
労働	恵庭商工会議所	総務運営委員長	櫻田 透
	千歳公共職業安定所	雇用指導官	新井 邦博
	恵庭工業クラブ	常任幹事	兵頭 博之
高齢者	恵庭市地域包括支援センター	副主任	南 葉子
障がい者	恵庭市障がい者総合相談支援センター	センター長	中川 広大
警察	札幌方面千歳警察署	生活安全係長	八木 篤志
消防	恵庭市消防署	消防署長	北国 浩
保健	北海道石狩振興局	健康推進課長	今川 洋子
	保健環境部千歳地域保健室		

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、恵庭市における自殺対策についての計画を策定するため、庁内の関係部署による恵庭市自殺対策計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作業部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 恵庭市の自殺対策についての計画の策定に関すること。
- (2) その他自殺対策の推進のために市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 作業部会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(会長及び副会長の職務)

第4条 作業部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、部会長は保健福祉部長、副部会長は保健センター長をもって充てる。

- 2 部会長は、会務を総括し、作業部会を代表する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会長は作業部会を招集し、議長を務める。

- 2 作業部会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 部会長は、必要があると認めたときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 作業部会の庶務は、保健福祉部保健課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月17日から実施する。

別表（第3条関係）

教育部	次長	
	教育支援課長	
子ども未来部	次長	
	子ども家庭課主幹	
生活環境部	次長	
	市民活動推進課長	
経済部	次長（商工業担当）	
	商工労働課長	
総務部	次長	
	総務課長	
保健福祉部	部長	部会長
	次長	
	福祉課長	
	保健センター長	副部会長
	保健課長	
	健康推進担当主査	
	介護予防・精神保健担当主査	
	保健師	

1. 計画策定の経緯

平成30年5月17日 第1回恵庭市自殺対策計画策定庁内作業部会
同 5月24日 第1回保健センター運営協議会
同 6月 8日 救急医療対策会議
同 6月19日 厚生消防常任委員会
同 7月17日 第1回恵庭市自殺対策ネットワーク会議開催
同 10月24日 第2回恵庭市自殺対策計画策定庁内作業部会
同 11月14日 第2回恵庭市自殺対策ネットワーク会議
同 11月20日 第2回保健センター運営協議会
同 12月11日 厚生消防常任委員会

平成31年1月 4日
～ 2月 4日 パブリックコメント実施

同 2月12日 第3回恵庭市自殺対策計画策定庁内作業部会
同 2月13日 第3回恵庭市自殺対策ネットワーク会議
同 2月21日 恵庭市保健福祉推進会議
同 3月 8日 第3回保健センター運営協議会
同 3月14日 厚生消防常任委員会

いのち支える
恵庭市自殺対策計画

発行 : 平成31年3月
発行者 : 恵庭市
編集 : 恵庭市保健福祉部保健課

